

第十三回国会 衆議院 外務委員会 議録 第二十五号

昭和二十七年五月二十一日(水曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

- 委員長 仲内 廉治君
委員 近藤 鶴代君 理事 佐々木盛雄君
理事 並木 芳雄君 理事 戸叶 里子君
植原悦二郎君 菊池 義郎君
北澤 直吉君 栗山長次郎君
中山 マサ君 守島 伍郎君
松本 龍藏君 山本 利壽君
林 百郎君

出席國務大臣

- 外務大臣 岡崎 勝男君

出席政府委員

- 外國為替管理 木内 信胤君
委員會委員長 石原幹市郎君
外務政務次官 三宅喜二郎君
參事官(外務大臣 官房審議室勤務) 牛場 信彦君
通商産業事務 官(通商局長) 東郷 文彦君
委員外の出席者 大藏事務官(理 財局總務課長) 宮川新一郎君
專門員 佐藤 敏人君
專門員 村瀬 忠夫君

五月二十一日

戸叶里子君が理事に補欠当選した。

五月十七日

未帰還者救出並びに戦犯者の減刑等
に關する陳情書(海外抑留同胞救出
國民運動栃木県本部会長佐藤清一
郎)(第一八三六号)

引揚問題の根本的解決に關する陳情
書(兵庫県知事岸田幸雄)(第一八三
七号)
眞珠貝採取事業に關し濠洲政府と漁
業条約早期締結に關する陳情書(東
京都世田谷区玉川奥沢町三丁目アラ
フラ海眞珠貝採取業懇談会会長高橋
進太郎)(第一八三八号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

外國の領事官に交付する認可状の認
証に關する法律案(内閣提出第二二
四号)

國際植物防疫条約の締結について承
諾を求めるの件(条約第七号)千九百
二十三年十一月三日にジュネーヴで
署名された税関手続の簡易化に關す
る國際条約及び署名議定書の締結に
ついて承認を求めるの件(条約第八
号)

國際復興開發銀行協定への加入につ
いて承認を求めるの件(条約第九
号)

○仲内委員長

ただいまより外務委員
會を開会します。

國際植物防疫条約の締結について承
諾を求めるの件、千九百二十三年十一
月三日にジュネーヴで署名された税関
手続の簡易化に關する國際条約及び署
名議定書の締結について承認を求める

の件、國際復興開發銀行協定への加入
について承認を求めるの件、國際通貨
基金協定への加入について承認を求め
るの件、外國の領事官に交付する認可
状の認証に關する法律案、以上五件を
一括議題といたします。質疑を許しま
す。並木芳雄君。

○並木委員 通貨基金關係で木内委員
長が見えておられることとあります。か
ら、質問をしておきたいと思ひます。

外資の導入に關しては、金でな
く物の輸入によつて外資を導入すべき
であるという演説をしてあります。為
替から見た場合に、委員長はそれをど
ういうふうにお考えになりますか、主
力をつまり物の輸入によつて、外資の
導入というものをやつて行くべきもの
だ、という重点的な説に對しての委員
長の所見をお尋ねしておきたいと思
ひます。

○木内政府委員

お答えがむずかしい
のであります。と申しますのは、御
質問の意味並びに一万田總裁が言われ
た意味というものが、私にはつぎりの
み込みないのであります。外資導入
というものは外貨を借りるということ
でありますから、一応外貨が手に入る
のです。それをただ向うへ積んでおく
ということはない、必ずそれは物にな
つて入つて来るはずのものでありま
す。ですから外資導入である以上は必
ず物の形で入つて来るものであります
が、そこに問題が起るののは、借りる場
合、直接にあるAという会社が外國の

Bという会社から借金の契約をした、
そのときにそのAという会社が必ずし
も直接に輸入しない場合がある。たと
えば電源開發のごときは電源開發を担
当する会社というものは、砂利やセメ
ントや労力というものがたくさんある
のであつて、向うからの輸入品という
ものは必ずしも多くはないのです。そ
ういうような会社が多額の外資を借り
てくれた場合には、それは日本國の外
貨というものはふえることになる。そ
れを別途送還人間が輸入することによ
つて、いづれは物が入つて来る、こう
いう關係になつて来る。その關係のど
こをとらえて一万田總裁がおつしやつ
たのかよく存じませんが、外資という
ものはそういうわけでありまして、私の
考えとしては、何も直接にその外資を
使う關係者が借りるばかりが外資導入
ではない、こういうふうにお考えしてお
ります。

○並木委員

一万田總裁が言われた意
味は、日本の商社が國內資金として使
うために、金そのものを輸入する、國
内だけに使うということではインフレ
を助長するということを心配したので
あらうと考えます。従つてもつぱら物に
よつて外資導入をはかるべきだとい
う趣旨だろふと思ひます。ただいまの
お答えによつて政府としては特にそ
ういふ色をつけて外資というものを扱
ておらないというふうに承つたので
すが、それでよろしうございませうか。

○木内政府委員

この点は私どもの見
ておりますところでは、政府部内にも

必ずしも意見が明確に一致してはい
ないのであります。今申しましたことは
私の考え方でありまして、他の席でも
問題になつてゐるのですが、外國為替
管理委員會というものの職責いかん
といふことであります。どういふ外資を
輸入すべきかといふ問題に對しては、
私は外國為替管理委員會といふのは概
して意見を述べる立場にあつて、決定
する立場にございませぬので、私は意
見を申し述べておりますが、その決定
者は別途大藏大臣であるか、安本長官
であるか、あるいは通産大臣であるか
は存じませぬ。その辺のところでおき
めになることとあります。ですから私
の申し上げましたことは外國為替管理
委員會の意見とおとり願ひます。

○並木委員

もちろんそれでけつこう
です。そこで通貨基金に加盟したあ
つて、日本として外貨を買い入れるわ
けですが、それに対する計画はできて
おりますか、日本政府としての機構、
計画でございませう。

○木内政府委員

その問題はまつたく
私の管掌外であります。私は存じま
せん。

○並木委員

ポンドとドルの關係で
ございませうけれども、今ポンド、ドル
關係の手持ちの外貨についての問題が
いろいろとざたされておりますが、現
在どういふような状態になつておりま
すか、ドル不足、ポンド過剰というよ
うなことの解決の方法などについて
委員長長の御意見を承つておきたいと思
ひます。

○木内政府委員 現在は御承知の通り、昨年八月三十一日に締結しました日英支払協定によつて、ドル・クローズを撤去して以来、ポンドは非常に受取り超過になつております。その傾向は、いまだにとまることはないものでありまして、現在は一億一千万ポンドをはるかに越したという、支払協定締結當時よりも寄らなかつた事態になりつつあります。しかしながら一方、そのために外貨の受取りがドルからポンドに移つてしまつたといふところまではまだ来ていないかのごとくでありまして、ドルもまた依然として増加傾向を加えております。従ひましてこの問題はいろいろな観点からながめなければならいと思いますが、解決策として打たれたものは、日本の政府側としては格別根本的なものはまだないものでありまして、為替管理委員会の意見としてはそれは嘆くべき状態だと考えております。しかるに一方英國政府の方におきましては、諸外国に債務が重なるということでは好ましくないともしろん考へておりまして、彼みずからの方から輸入制限処置をだん／＼強化して参つた關係上、先方の措置によつてポンド累積といふことだけはあつた今までのような調子ではなく、減つて来るのかもしれません。そういう徴候がや見え出したといふのが現状であります。しかしながらポンド問題と稱するものは、ポンドの累積ばかりではないのでありまして、ポンドの公定相場といふものはポンド圖の實際相場、實際の物価状態を必ずしも反映していない、いわゆるポンドの實際相場は公定相場の下にあるのではないかといふふうに思われる点があるのでありまして、よしんば

貿易の出入りは均衡いたしまして、實際相場ならざる公定相場で取引することの害といふものはやはりとまらなないのであります。かりに先方の措置によつて累積といふものはとまるにしても、この問題は決して解決したのではないのでありまして、私はその問題に對して日本政府はしかるべき措置をとるべきである、その措置はまだとられていない、それは嘆くべきことだと考えております。

○並木委員 為替レートの問題ですが、委員長としては、日本の為替レートを動かすべきものでないという御意見であるか、あるいは将来動かす必要があるのではないか、どんなような御意見を持つておられますか、この機会にお尋ねしておきたいと思ひます。

○木内政府委員 為替レート三百六十円の基準相場を現在動かす必要は少しも感じられません。また将来もその必要が起らないように経済政策をあんばいして行くべきものである、将来ともかえてはならないと思ひます。また経済政策を適當になすなら、かえる必要はないと考えております。

○並木委員 それでは外務當局に質問しておきます。それは領事官に交付する認可状のことについて、一点お尋ねしておきたいことがございます。外国の領事官に交付する認可状の認証を天皇がおやりになるというのですが、これに關連して私は國際連合へ加盟を申し込むに際して、天皇の認証があつたかどうかといふことをお聞きしたいのであります。まず國際連合への加盟はもう申し込まれましたかどうか、それをお尋ねいたします。

○石原(幹)政府委員 これは国会の承認を得ましてから正式に申込みをする、こういうことであります。

○並木委員 その場合に、申込書に對して天皇の認証を必要とするように私どもは考へるのですけれども、外務省としてはどういふふうに扱つつもりですか。

○石原(幹)政府委員 ただいまのところでは加入書には天皇の認証はいらない、こういう解釈であります。

○並木委員 それはどういふ理由に基くものか。私がこれに關連すると申しましたのは、外国の領事官に交付する認可状、これくらいなものに對して、天皇が認証をするくらいなら、國連加盟その他外国に對するいろいろの申込書、加入書、そういうものは重要文書でございますから、天皇の認証を必要とするのではないかという見地からお尋ねをしておるのであります。どういふ理由から必要でないとおつしやるのか。

○石原(幹)政府委員 これは憲法第七條におきまして、第八號に「批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。」、こういうことになつておりますので、法律に定めてあれば格別ではありませんが、まだその法律が現在ではないのでありまして、そういう關係で、重要性というようなことにつきましては、さらに今後の問題として研究しなければなりません。ただいまのところでは憲法第七條の條章に該當していない、こういうことになると解釈します。

○並木委員 研究しなければならぬ問題であるということがわかつておれば、まだ待つてございませう。この場合は、外国の領事官に交付する認可状の

認証に關する法律案というものを一つつて出して来たのでありますから、これに對してわざ／＼法律をつくつて出すくらいなら、國連加盟とかいうような重要な申込書に對しては、當然法律案を提出して、天皇の認証を得るようにするのが、憲法の趣旨にも合致するのではないかと私は思ふのですが、この点いかがですか。

○石原(幹)政府委員 外國領事官の認可状の認証の問題は、これは提案理由でも御説明申し上げておりますように、一つの國際慣習上の儀禮になつておりますので、取急いで法律の御審議を願つておるわけでありまして、こういう加入書を認証するかどうかということにつきましては、外國の例におきましては、必ずしもそういうことをとつていないようでございます。これは將來の問題としてひとつ研究さしてもらいたいと思ひます。

○並木委員 そうすると、申込書はどういう性質を持つものと外務省は解釈しておられますか。つまり憲法第七條の批准書、外交文書に該當しないといふ説なのですけれども、しかしながら國連加盟の申込書というふうなものは、やはり重要な外交文書に入るのではないかと思ふのです。どういふ性質に解釈してゐますか。

○石原(幹)政府委員 申込書は文字通り申込書でありまして、つまり加入をしたいといふ一つの意思表示をする文書でありまして、諸外國でも大体外務大臣がこれをやるということになつております。ただいまそういう解釈から、この問題は具体的に法律をつくるかどうかといふところまでに行つておりません。

○仲内委員長 林百郎君。

○林(百)委員 木内委員長は忙しいと思ひますから、おいでになる間にちよつと聞いておきたいと思ひます。今後の貿易の見通しですが、為替管理の面から見た大體の貿易の見通し、ことにさつきポンドとドルの現状をお聞きしましたが、今後そういう問題がどういふように調整されて行くかという見通しを、為替の面から説明してもらいたいと思ひます。

○木内政府委員 貿易の見通しは非常にむづかしいのでありまして、國際情勢はかくのごとく變転はなはだ急であります。非常に輸出ができるかと思つと、急にとまるということもありまして、長い見通しはできません。できませんが、為替の面とおつしやるのは、外貨資金の面というお言葉と思ひますが、外貨資金の面から見ますと、日本は非常に都合のいいことになりまして、今のところはかなり豊富な外貨資金を蓄積できました。従来は出超を続けておりましたが、よしんばこれから出超でなく、入超のときが来たといふし、まして、入超のときは、十分將來に備へる用意をする間、つまり一年なり二年なりは、金額をあげて言うことはむづかしいですが、一億ドルか二億ドル程度の入超がありまして、外貨資金の面としては十分に耐えられる状況になつております。旧債の支払いは、これはもう申しでも大したことはないと思ひますが、賠償關係であるとか、そういうものがどういふことになりまして、それが普通の常識で考えられる合理性と申しますか、経済的合理性の範圍でとどまつてゐるものと仮定して

よいならば、今申し上げました通りであります。

○林(百)委員 現在手持ちのポンドとドルはどのくらいありますか。

○木内政府委員 ドルは最近の数字で六億八千万ドルくらいになったかと思ひます。ポンドは一億一千数百万ポンド、一億二千万ポンドに近い数だと思ひます。

○林(百)委員 この手持ち外貨の方の今年の見通しは、漸減の方ですか、それともふえて行く見通しですか。

○木内政府委員 ことしの外貨の計画で考えられましたものは、ドルにしまして全部合せまして、ドルとポンドとオープン・アカウント——ついでに申し上げますが、オープン・アカウントは一億四千万——一億三千万何百万ドルということ。その三つを合せまして一億数千万ドルふえる計画であると思ひます。実はそれよりもつと早いピッチでふえるらしく今のところは動いております。それが最近の情勢では少しとまるではないか、予想とは相当違ふ状況が展開するかもしれぬ感じが見えていゝという程度であります。

○林(百)委員 総体としてしまして暦年で行けば、今年一ぱいは手持ちはふえるであらうと思つております。

○林(百)委員 国際通貨基金関係の政府委員がいたらちよつとお聞きしたいのですが、日本の加入するための投資と、それから割当額はどのくらいになつておりますか、参考までに聞きたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 基金の方は二億五千万ドルになつております。

○林(百)委員 二億五千万ドルで、為替のバランスを調整するために、日本

がもし持ち得ることができるといふ場合には、これはどのくらいの幅で動くわけですか。やはり二億五千万ドル加盟して二億五千万ドルの調整しかできないのですか。それとも幅があるのですか。

○東郷説明員 私から御説明いたします。私ちよつと御質問の趣旨を間違えておるかもしれませんが、二億五千万ドルというのはいわゆる割当額でございます。そのうち日本が加盟いたしましたあと、為替関係で日本が使い得る額というの、最高限度は全体の倍、五億ドルでございます。そのうち日本は自国通貨、すなわち円貨で二億五千万ドルの七割五分を払い込むことになりますので、二億五千万ドルの一二五%を最高限度として買ひ入れることができるわけでありまして、但し、なおも一つ制限がありまして、一年間における買入れの最高限度というの割当額の二割五分を越えてはならぬという制限がありますから、具体的には年々六千二百五十万ドルまで買ひ入れることができる、こういうことになるわけでありまして。

○林(百)委員 ちよつと木内さんにお聞きしたいのですが、今日日本に手持ちドルが相当潤沢にある場合に、国際通貨基金にわずかに六千二百五十万ドル程度のバランスの調整をしてもよろうなにか、その為替の現実の操作の面で……。

○木内政府委員 国際通貨基金に加入するのは、日本では何か借金をするためというところが非常に大きくクローズアップしているようでありまして、必ずしもそうでないと思ふのであります。その問題は別にしまして、今現に

国際通貨基金に加入を急いでしておいて、それを借りなければ貿易の繰りまわしができないという状態では決してないのです。

○林(百)委員 そこで為替管理関係ですが、私はかりにこの国際通貨基金に加盟した場合、向うから国際通貨基金の割当額を日本が借りるとかなんとかいう問題が出て来ると思ひますので、将来ともこの為替は為替管理委員会という形で管理して行くわけですか、それとも自由な操作に移すわけですか。

この前木内さんに聞いたところ、やはりこの為替管理の関係を、為替管理委員会という形で継続する必要があるのじやないかという見通しのようにですが、大体その後はどういう動きか。委員長ですから自分から廃止するということをするやうな動きかと思ひます。が、しかしそういうような動きもあるのか、為替の管理は今後どういうような形で續けて行く見通しなのか、それが一つ、それから将来国際通貨基金だとかあるいは国際復興開発銀行から借り入れる場合もあると思ひます。そういう場合にはその管理はどういうやうに行われて行くのか。為替管理委員会が継続すればその手を通じて管理されて行くのか、あるいは国際復興開発銀行の日本出張所とか、何か特殊の銀行——輸出入銀行というやうなものが出てきて、これがこういう特殊なものに就いてはかつて管理を継続して行くのか、その辺の技術的な面を聞いておきたい。

○木内政府委員 国際通貨基金に加入いたしましたも、日本の為替管理の必要性は少しも減じないと思ふのです。これがなくなつて来るのは、日本のみならず、世界情勢がよほどかわらなければならぬ。為替管理は相当部分緩和はいたしないう。できれば幸ひであります。管理がなくなることはないと思ひます。

さて為替管理委員会の廃止問題にお触れになりましたが、為替管理はやつて行くのであります。それをいかなる機構でやるかということは別論であります。私は今度為替管理委員会の廃止を含む機構の変化があることは賛成できないと申し上げたのであります。それはここでは別問題として……。

○林(百)委員 それも聞きたいのです。どういうわけで賛成できないか、あなたの御意見を聞かしてもらいた

○木内政府委員 それでは簡単に申し上げます。今度の機構改革というものは、私の印象では、責任者がかわるとか政府の仕組みがかわるとかということに違ひありませんが、その意味はもう少し深いのだと思ひます。私は現在の機構が必ずしも全面的にいいと思つてゐるわけではありません。直していただきたい点もたくさんあるのであります。現在の機構の中には一つの精神が化体されてゐるのであります。その精神をこの間予算委員会でも御説明申しましたが、簡単にこの原則を拾つてみますと、五つばかりの大きな見方に立つて今の管理機構が統一されてゐるのであります。

その五つと申しますのは、第一は貿易の管理と為替の管理とは表裏一体、不可分のものである。これを扱うものがわかれることはやむを得ないかもしれませんが、これは一体のものとして

考へて行くようにせよということでありまして、でありますから現在の為替管理は——通常為替管理法と呼んでおりますが、実は外国為替及び外国貿易管理法でありまして、これを一体的に行こうということであらゆる面にその努力が払われてゐるのであります。

第二の原則は——原則と申しますか、根本的見方でありまして、それは為替管理という事務は非常に広汎な範囲にわたるのであります。とうてい一省一局の専管事項とは考えられな

い。よしんば貿易というものを切り離して考へるとしまして、そういう認識であります。従ひまして、いわんや貿易と一体的に管理するのでありますから、これは多くの人が責任をわかつて合はなければならぬ、こういう考へに立つております。わがちます以上はこれを総合調整しなければならぬ。その総合調整の機関として為替管理委員会が構成されておるわけでありまして、為替管理委員会ははかにも任務があります。総合調整という任務を託されておるわけでありまして。

第三は、そういうやうに責任を分担してやるということ、これと同時にデモクラシー——デモクラティック・ガヴァメントの原則と考えられておる。仕事はすべて、あまりにも大きな権力が一人、一局、一省に片寄ることにはよくない。これはわけ合つて、かつチェック・アンド・バランスというので、相互に牽制し合うことによつて民主的政治というものを確保できる、こういう考へ方でありまして。

第四は、為替管理委員会というものはその総合調整をやる、いわば中心的機構と考へておるのであります。その

考へて行くようにせよということでありまして、でありますから現在の為替管理は——通常為替管理法と呼んでおりますが、実は外国為替及び外国貿易管理法でありまして、これを一体的に行こうということであらゆる面にその努力が払われてゐるのであります。

責任者はすべからず専門家をもつて充てるべしということでありませう。

第五は、その中心機構である為替管理委員会、ある程度政治問題から超越してある、こういう考えでありませう。この点を達成するために私どもには身分保障が与えられていて、よほどのことがなければ免職されないことになつております。

いかようにも説明の方法はあると思いますが、大体こういう五大原則が機構には化体されておるのであります。その機構の一つの機関として為替管理委員会があるのだ、これが現状であります。今度の改革によつてそういう原則が流れてしまふということがあるかないか、私は新機構のことはあまりよく知らないのではありませんが、どうも流れてしまふように見えますので、私はそれは賛成し得ない、為替管理委員会はその考えております。

○林(百)委員 もう二問ほどで打ち切りたいと思ひます。先ほど本内委員長がちよつと触れたのですが、為替関係から見ると外資関係に少し変動するきざしがあるのではないかと。これはどういふ意味か、ちよつと出ただけでよくわかりませんが、私たちの調査したところによりますと、貿易が、ことに輸出が大分縮小して来た、去年の十二月ごろに比べて非常に縮小しておりますので、何か貿易関係でやはり将来さういふように縮小するきざしがあるかどうか。それから先ほどあなたの言つた外資関係が少し変動するのではないかと。いふきざしがあるというのはいふきざし意味なのか、その点を聞いておきたい。○本内政府委員 貿易は世界的に縮小傾向にありまして、日本もその例外た

るを免れないのでありまして、従来のような非常な急ピッチの拡張は少くともない。昨年と同じくかなりのレベルでとまるか、あるいは下るかかわりませうが、今までは毎年倍々と進行して、非常な急ピッチでかけ出して来たのでありますけれども、それはとうてい望めない。場合によつては昨年のレベルよりも下るかもしれません、とにかくその意味で従来のような早い拡大は下るというふうには考えられます。これは先ほど申しました通りに先の予想はできません。それから資金の方の關係は、ボンドの非常な急ピッチの増加は先方の輸入管理によつて様子がかつて来る、急ピッチの増加はあるいはとまるかもしれませんが、きざしが見えておる。しかるにもかかわらず外資として当分困ることはない。逆に入超になつても耐えられると私は考えております。

○林(百)委員 もう一言だけ。これはちよつと本内委員長のほかの政府委員から聞きたいのですが、この国際復興開発銀行は日本の出資額が幾らで、借入れ限度が大体どのくらいかという問題が一つと、それから実際借入れられる場合の条件、手続、これはやはりいろいろ調査するとか、あるいはその投資については条件がついて来るように思ふのであります。ただ無条件に何に使用してもいいという貸出しではない。しかし具体的にそれが日本へ投資される場合、日本にはこれを扱うような機関が設けられるかどうか、その辺をひとつ説明願ひたいと思ひます。○宮川説明員 お答えいたします。復

興開発銀行に對しましての出資金は二億五千万ドルであります。現実に日本が復興開発銀行から借り入れます場合は、政府が借り入れる場合と、民間が借り入れる場合がござります。両方について、復興開発銀行からの借入れにつきまして特定の機関を設けるという考えは持つておりません。なお開発銀行からの借入れにつきましては、無条件に貸してくれるものではござりませんで、どういふ事業にどれくらい金額がほしい、何年間にわたり貸してほしいというふうなことを申し出まして、それに基づいて具体的に向うの方で、

はたしてその事業が必要なものかどうか、またこれを貸与しなければその事業がでないという性質のものかどうかという調査をいたします。それに貸した場合には、はたしてその元金の回収が十分行えるかどうかという見通しについての調査も行われるものと思ひます。さういふわけでありまして、無条件に貸してくれるものではござりません。こちらから具体的に問題を提供いたしまして、向うの方の調査をまつて貸してくれるものと考えております。

○林(百)委員 かりにそれを運用する場合、しばらくはこつちで出資するだけで借りるという問題は具体性がないと思ひますが、将来の見通しを参考までに聞いておきたいのです。国際復興開発銀行からの投資がかりに具体化するとする、さうすると――先ほど政府がこれを管理すると言われたのです。政府が管理すると言ふのは、予算の中に繰入れて国家財産の中に入れるわけですか。それとも輸出入銀行というものがありますから、それと向うの国際復興開発銀行と結びつけて運用す

るとか、あるいは管理するとかいうようになるのですか。

○宮川説明員 政府といたしましては、出資する關係におきましては、一般會計から予算をとりまして出資いたします。しかしながら復興開発銀行からの資金の借入れにつきましては、民間が行います場合は関与をいたしません。あつせんはいたすかもしれません。政府が直接これに関与いたしません。政府がやるという場合にしましては、やり方につきましては別に予算を組む必要はないのではないかと考えております。

○林(百)委員 そうすると民間がやるというのですか、あなたの説明はよくわからないのですが……○宮川説明員 復興開発銀行からの融資を受けます対象といたしましては、政府がその事業を営みますために借りる場合と、民間の企業家が直接復興開発銀行から借りる場合がある、かように申し上げたわけですが。従いまして、民間が借り入れる場合につきましては、特定の政府機関が関与する必要はないのであります。個々の営利会社なり営利銀行なりが直接復興開発銀行に申し入れればいいわけでありませう。但し協定の規定によりまして、国際復興開発銀行は、政府、中央銀行その他これらに類する機関を通じてのみ取引を行うことになつておりますので、民間の会社が借りる場合にも、手続的には政府なり中央銀行なりの一定の機関を経由する必要はござります。

○林(百)委員 ですから、そういう民間がたとえ向うの開発銀行と交渉する場合には、どこの銀行でもできるといふ構想ですか、それとも特定の銀行

が何か設けて、これを折衝に當る銀行にするのですか。

○宮川説明員 ただいまのところでは別に特定の銀行を通しませんで、直接事業を行つております会社なりあるいは銀行なりということになります。が、實際問題としては会社だけが直接申し込むことになるわけでありませう。特定の銀行が復興開発銀行から借りるということはないと思ひます。

○林(百)委員 そうするとその会社といふのはどこの会社でも自由に申し込ませるのですか。何かそこをコントロールする機関があるのですか。あまり具体性がないからあなた方も考えていないかもしませんが……○宮川説明員 民間が借ります場合には政府が保証いたさなければなりませんので、さういふときにおきましては政府が関与することになります。直接申し込むのは民間がやつていいことになりませう。

○林(百)委員 そこで、昨年度二百億の出資金、これは国際通貨基金と復興開発銀行と両方合せて二百億ですか。これは国際通貨基金と復興開発銀行と別に貸出するのじゃないのか。それから、これは幾ら出資したならば具体的に交渉が持てるようになるのか。また、出資してもさう復興開発銀行あるいは通貨基金の借入れができるのではありません、さうしておいて、また具体的に貸出しができるかどうかといふことは、向うが審議するのではないかと。思ひますが、さうなりましたと、これを出資しても、その出資が、ただ国際的に信用を勝ち得るという程度だけで、實際は借り出すこともできないやうなことになるのではないかと。さういふこと

います、これはどうなりますか。そこで質問を三つにわけます。昨年二百億組んでありますが、これは両基金に對してどういふ作用をするのか。今後さらに幾ら積むことによつて具体的に借り出すとかいふの交渉ができるのか。そういうふうに割当額のあるパーセントだけ出資した場合にも、それが確實に今度は融資できるのかできないのか。こういう問題、この三つをとりあえず聞いておきたい。

○宮川説明員 前国会において御協賛を経ました二百億の予算は、通貨基金並びに開發銀行の出資に必要な金額を全部計上いたしておるのであります。二百億円の使用につきましては、まず通貨基金につきましては、割当額二億五千万ドルの二五％に當る六千二百五十万ドル相當額、二百二十五億圓相當額は金で加入前に支払うことになりま

す。残額七五％に當る一億八千七百五十万ドル相當額六百七十五億圓を円で加入後に支払うことに相なつております。予算の關係であります、ただいま申し上げましたように、二百億の予算では、通貨基金關係分のみです、不足するようないふことに相なりますので、別途ただいま国会に提案いたしておりますところの出資に伴う法律の方で調整いたしておるわけであります。その法律に盛り込んでおる構想によりますと、予算の使用といたしましては、百八十億圓で外國為替特別會計保有のドル五千万ドルを買いまして、うち五百万ドルはドルで復興開發銀行の出資に充てまして、残額四千五百万ドルで金地金をアメリカで購入して基金の出資に充てます。金または米ドルで出資を要する六千七百五十万ドル——復興

開發銀行の五百万ドルと、通貨基金の六千二百五十万ドルからただいま申し上げました五千万ドルを差し引いた残額一千七百五十万ドルに相當する金につきましては——この金塊は數量にいたしまして約一五・六トンになります。この金塊につきましては日本銀行の保有金から買入れたいと思つております。この価格は、帳簿価格で買いますので約五千四百万円に相當する金額になります。第三に、基金に對しまして十億八千万圓、銀行に對しまして一億六千二百五十万圓を支払ふ必要がありま

す。残額約七億五千万圓は金地金の輸送費、アメリカで買いますところの金の輸送費並びにこちらから送りまし

た金の解錠費等に充當いたす考へであります。予算の使用方法は今申し上げた通りでございますが、通貨基金との取引につきましては、向うに六千二百五十万ドルに相當いたしま

すところの金塊を払い込みまして、加入に伴うところの文書を寄託いたしま

す。そのあと日本の円の平価がきめられる、平価がきまりまして、円払い部分に相當する額をこちらで払い込みま

す、基金との取引が行われる。銀行につきましては、ドルで支払うべき五百万ドル相當額、円で支払うべき一億六千二百五十万圓の払込み及び一定の証券による払込みが完了し、銀行に正式に加盟いたしますれば、ただちに銀行との取引ができるわけでありま

す。○仲内委員長 北澤直吉君。○北澤委員 私は國際通貨基金及び國際復興開發銀行につきましてお尋ねをしたいのでありますが、独立によりまして、日本が全面的に國際經濟社会に復帰することになりまして、この機会

に世界的な金融機構として非常に重要な役割を果しております國際通貨基金及び國際復興開發銀行に日本が参加できま

すことは、非常に重大な意義を持つておるのであります。今日に至るまでの政府の努力に對しましては敬意を表するのであります。しかしながら、この機会に外務大臣にひとつお尋ねしておきたいことは、政府はたびたび、今後日本の外交は經濟外交に重点を置くといふことを言われたわけであ

ります。ところが現実の事態は必ずしもそういうふうに行つておらぬといふふうに、われ／＼は見ておるわけでありま

す。たとえば日本と非常に經濟上密接な關係のある東南アジアあるいは南米といふものに對しまして、日本の大公使の人選もきまつておらない、

こういうふうな状態になつておる。それからまた通商航海條約、日本と各

國との經濟關係を樹立する上につきまして最も重要な通商條約も、遅々として進んでおらない。戦時中に結んだ貿易協定あるいは金融協定といふものを、

一時延長して間に合せておる、こういう状態なのであります。そういうふうなことからして、イギリスを初めペキスタンとか、あるいはオーストラリア、インドネシアといふふうな方面におきま

しても、いろいろ輸入制限の措置が講ぜられておりました、こういうものがだんだん／＼最近の日本の貿易実績の上に現われておる。またアメリカにおきましては、御承知のように、日本の對米輸出の中で最も大きな部分を占めておるところの生及び冷凍まぐろに關する關稅引上げ問題といふものが、今上院の本會議にかかつておる。下院を通過して、上院の財政委員會を通過

して、上院の本會議にかかつておるといふふうなことであります。ことしはアメリカは大統領選挙の年でありま

す。従いまして、業者のそういうふうな希望が、議會に相當の壓力を持つておるといふことは、われ／＼の考えな

ければならぬことであります。そういうわけでありまして、アメリカにおきまして、日本の輸出に對する關稅引上げといふふうな問題が起り、もしこ

の秋に共和黨が選挙に勝つといふことになりま

す。共和黨は傳統的に保護關稅政策をとつておりますので、こ

ういふふうな外國からの輸入に對するアメリカ國內の關稅引上げ運動とい

ふものも、今後われ／＼は注目しなければならぬのであります。こ

ういふふうな状態におきまして、一体政府は、日本の經濟自立の達成のために最も大事

な貿易の進展といふふうなものにおいて、一体どういふ考へを持つておられるか、この機会にひとつ外務大臣から

はつきりお示しを願つて、國民が迷わないようにしてもらいたい、こ

う思うのであります。世間ではいろいろ中共貿易といふものにつ

きまして、甘い考へを持つておるようでありま

すが、甘い考へを持つておるようでありま

すが、甘い考へを持つておるようでありま

すが、甘い考へを持つておるようでありま

すが、甘い考へを持つておるようでありま

うふうにわれ／＼は考えておりまして、その方面にも話合いを進めております。経済外交といひましても、特に手品の種はないのでありまして、要するに重点を日本の経済の復興に置くべく、外交官の人員にしまして、またその仕事の分野にしまして、なるべくそちらの方に重点を置く、従つてまたある在外公館の長にそういう経済人を充てない場合にも、その次のところに経済人を充てるといふふうに配合をして行きたいと思つております。それで今おつしやつたように、今度スタールン地域の国々のい／＼の輸入制限あるいはアメリカのまぐろの関税の問題等ありますが、これは何も日本に對して締出しをしようというやうな直接的の意図であるとは私考えておりません。ただたとえばドルの保有高が減つておるとか、あるいは国内の産業を奨励しなければならぬとか、い／＼の立場から行いました措置が、日本の貿易に影響するわけでありまして、これらにつきましては、すでに在外事務所のある国もあり、あるいは大使館、公使館等のある国もありますので、できるだけ日本の実情を説明していろいろの努力をしております。直接日本を目的としたものであれば話合ひも比較的簡単に論点が集中されるわけでありますが、一般的の問題で、それで日本も影響を受けるというやうな立場になつておるのでありますから、日本の方をよくしてやろうという気がかりにありまして、ほかの方面との調整がなかなかとれないので遅れておるやうなこともあるやうであります、要するにできるだけ経済方面に重点を置いて努力して行きたいということで、ただ

いま進んでおるわけでありまして。
○北澤委員 通商航海条約という問題は、恒久的な性質のものでありまして、早くつくれば能くはない、慎重にやらなければならぬ、これはごもつともであります。しかしながらこの通商航海条約ができるまでのギャップを一体どうするか。大臣の先般の御説明では、貿易協定なり金融協定を臨時に延長して、それで間に合せるというやうなことでありますが、私はそれでは不十分だと思つております。だからこそイギリスなりインドネシアなり、各地で日本品の輸入に對して制限が設けられておるといふやうなことでありますので、そのギャップを埋めるためにも、今の貿易金融協定のほか、何か互惠通商協定とか、あるいは互惠関税協定とか、そういうやうなものを設けて、そうして日本品の輸出に對して制限をなるべく加えないやうにする措置を、通商航海条約ができるまでの間に必要がないかという点を、お聞きしたいのでありますが、その点について大臣のお考えを伺いたいと思ひます。
○岡崎國務大臣 そういふ点につきましては、外務省は通産省その他と相談しまして、い／＼研究いたしております。ただ御承知のように、スタールン地域に對しましては、日本の商社からいへば、輸出することは非常に利益であるけれども、その地域から輸入することはあまり利益ではないわけでありまして、これは、實際上の物価が二、三割ドル地域のものよりも高いわけでありまして、ドル地域から品物を輸入して来て、その品物でつくつたものをボンド地域に輸出するといふのが、一番利益なかつたことになるものでありますから、どうも輸出ばかりがふえて、輸入がな／＼伴わない。そうすると相手方からいへば、ボンドがいらずに集積するといふことになるのでありますから、ついそういう線での制限措置が行われやすいのであります。今おつしやつたやうな点につきまして、い／＼も何となくして総合的にやりたいて、考えておりますが、つまり先方からいへば、日本に輸出することは日本の商社が好まないものですから、総合的といふのがな／＼うまく行かない。この点は何かの調整をしたいと思つておるやうな次第であります。

○北澤委員 政府が貿易の振興についてい／＼御努力の点はわかるのでありますが、何分にも先ほど申し上げましたやうに、日本の貿易の状態といふものは、これは決して樂觀を許さない状態になつておる。そこでこういう状態につけ込んで、共産陣営がモスクワ経済会議とか、あるいは北京でアジア経済会議を開いて、そうして何とかして日本の人心をひつぱろうといふやうな謀略攻勢をやつておるのでありますから、國民がこういうやうな共産側の謀略に迷われないやうにするためには、民主陣営の間の貿易の増進ということについて、はつきりした見通しを國民に与えないと、國民の間に共産側の宣伝に乗ぜられる危険が非常にあると思つておる。政府におかれまして、國民が日本の貿易の将来について決して迷われないやうに、はつきりした政策を立てて今後進んでもらいたいと思つておる。今度の國際通貨

基金協定におきましても、また國際復興開發銀行におきましても、これにはソ連は調印していません。それからまた中共も入つておりません。それからポーランドは入つたが、脱退してあるといふわけでありまして、日本に最も關係の深い東南アジアの国の中で、これに入つていないと思われるものは、インドネシアと仏印の三国であります。この協定にはオランダとフランスが入つておりますが、これによつてインドネシアと仏印の三国も入つていゝる、こういうふうに解釈していいのであります。その点をお伺いしたいと思ひます。
○岡崎國務大臣 今やつたそればかりでいゝるかどうか、調べてみます。
○北澤委員 私の解釈では、どうもインドネシアも仏印の三国も入つておらぬ、こういうふうに入るものであります。そうしますと、日本の周囲の國々で、これに入つておらぬ國が相当ある。こういう國はこの協定によつて拘束を受けない、従つて為替のダンピングもできる、こういうふうに入れ／＼は思つておる。そうすると、日本はこの協定に縛られ、日本のまわりの國々はこの協定に縛られないといふやうな状態になるのであります。一つの著しい例を申し上げますと、ポルトガルが入つていない。ところが支那のマカオにポルトガルは領土を持つておる。従つてポルトガルはこの協定に拘束されないで、マカオは世界の金のやみ市場になつておる。この協定に参加すると、金の買上げ価格といふものは、各國とも制限を受けますが、ポルトガルはこれに入つておらぬので、拘束を受けない。それであのマカオは世界の

金のやみ市場になり、非常な繁栄を續けておる。こういうふうに入る國が協定に入らないために、そういう事態もあるものであります。もちろん日本がこれに参加することは必要であると思つておる。そのやうなやうに日本周囲に入つていない國があつて、それに拘束されないで、為替その他の問題について自由な行動をとる場合におきましては、日本は相當の影響を受ける、こういうふうに入るものであります。その点について大臣のお考えを伺いたいと思つておる。先ほどのインドネシアは、ただいま基金に申請中のやうであります。仏印の方は、まだその手続はとられていないやうであります。
○北澤委員 それではその点は後ほど御調査の上、お答えを願ふことにいたしまして、次に移ります。
國際通貨基金協定、それから國際復興開發銀行に参加してゐる國におきましても、その機關の總務会ですか、それには日本は投票権を持つ。大抵二百五十票のほかに、アメリカの十萬ドルに對して一票ずつ持つといふのでありますから、そういうやうなものを持つのであります。しかし何分にもアメリカその他の投票権が非常に多い。のみならず、理事會におきましては日本は理事になれない。こういうわけでありまして、總務會においても投票権の多数は外國が持つてしまふ。理事會にも日本は入れない。しかもこの協定は日本の通貨信用政策に相當の拘束力を与へるものであるといふやうに考えますと、日本の國內の通貨信用政策について、外國の圧力を受けることが多

るのであります。将来日本はこの協定に基いて割当額をふやしてもらえればいいのでありますが、それでなくても、そういう理事会なんかには日本の人が入る、あるいは理事会の職員に日本人を入れる、そうして日本の発言権を確保するというふうなことができるかどうか、これは大臣にひとつ御答弁を願いたい。

○岡崎國務大臣　そういう心配もありません。元來こういう通貨基金とかいうような制度は、やはりお互いが、何といひますか、政治的の安全保障條約のようなものが経済的にできたといひます。從つて、お互いに主權をむやみに主張してやり合つては、巴溝には動かなないものであつて、やはり一部には自分の独自の考えも相手方に譲つて、お互いに助け合つて行くところに、運営の妙味が出て来るのだと思ひます。従ひまして、われ／＼はまず入つて、そしてその中で各国と親しく融和して、だん／＼日本経済についても有利な情勢をもたらしたいと思ひます。すでにこの加入問題につきましても、仄聞するところによりきくと、日本が理事國になるのじやないかと、かといふ面で、むしろ懸念を起したようなこともあつたように聞いておりますので、入る前から、理事國には結局なつてみせるとか、伺とかして發言權を増大するのだというようなことを、あまり私としては言いたくないのであります。ただ實際的には日本の経済力、まただん／＼に外貨保有高とか金融力といふものが、東南アジアにおいては少くとも相當他國よりすぐれておりますから、自然重要な地位には

だん／＼認められて来ると私は確信しております。しかし初めからそういうことをあまり大上段に振りがぶつて行くべきものでないと思いますので、この際は静かに入つて、実際上の運営に参加するといふことで行きたいと考えております。

○北澤委員 外務大臣にもう一点伺つておきますが、この協定によりますと、この協定に参加した国は、為替の制限を撤廃するとか、あるいは差別的な通貨措置を回避するとかいうふうに書いてあるわけであります。ところがこの協定ができて、各国がこれに入りましてした後におきましても、もちろんいろいろな条件はありますが、なか／＼の各国は為替管理をやめない。それからまたいろいろの差別的な通貨措置をやめまして、戦後の過渡的の期間におきましても、もちろんこの協定におきまして、それがなし得るというふうになつておるのでありますが、いつまでも過渡的ということ、そういうふうにするのでは、せつかくこれに入つても意味がないと私は思うのであります。が、イギリスその他がやつております。いろいろの通貨上の差別的な措置、あるいは為替制限に関する措置というふうなもの、一体いつごろになつたらこの協定に従つて是正するというふうな見通しがありますかどうか。この点などを伺つて大臣に対する質問をやめたいと思ひます。

○岡崎國務大臣　私は正直に申し上げますと、その見通しというものは、ここで申し上げるほどはつきりしておらないのであります。ただ考えますことは、われ／＼は通貨基金なりその他の国際機関に加入をしつつありますが、これ

は私は單に日本の利益のためとか、あるいは日本に都合がいいからといつて加入すべきものでもないし、またそういう性質のものでもないような立場に日本は置かれておると思うのであります。というのは、要するに一等国とかか三等国とかいうような妙な議論は抜きにしましても、日本の國際社会における立場というものは、相当これは重要なものであります。従つて、通貨基金などもその一つでありましたが、これに入りまして、要するに世界的に見ても、いろいろ世話係、調停係というふうなことは、たとえばアフリカに事が起つても、日本は進んで参加して、その巴満な解決に努力するぐらいの氣勢を持つべきであらう。従つて今おつちやつたような問題につきましても、單に日本の利害關係ということではなくして、通貨基金を巴満に運営する上において、また世界的に見てどうすれば一番利益かという立場に立つて協定も行いましようし、提案も行うというつもりで行くべきであらうと考えております。こういう意味で、まだそういう見通しもありませんけれども、お説の通り過渡的の措置というのは、なるべく早く終らせて、安定した形になることは望ましいのでありますから、その方面についても、将来努力を重ねたいと考えておるわけであります。

○北澤委員　大蔵當局及び通産當局が、おいでになるようでありますから、その方に対して質問を続けたいと思ひますが、この通貨基金協定及び復興開墾銀行協定に参加するについて、日本の国内の準備は一体できておるかどうかかという点を、ひとつ伺つておきたいのであります。

第一点は、この協定に入りますと日本は日本の平価の変更についていろいろな拘束を受ける。今のところはドル三百六十円という為替レートであります、通貨基金に入りますと、なかなか今度はこれをかえにくいというふうになるのであります、政府はドル三百六十円というこの平価で将来全然かえる必要はない、従つてこの点の準備はできておる、については国内の準備はできておる、こういうふうに見ておるわけでありますかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○宮川説明員 現在の三百六十坪の
レートは妥当でありまして、将来これ
を變更する必要はないと考えておりま
す。

○北澤委員　政府の方針はわかりましたが、これに関連しまして巷間では、どうも今の日本の円では国際的な信用がいまだ十分でない、従つてこの通貨基金に入るについてはもつと国際性を持つた通貨にしなければいぬ、従つて通貨の発行準備とかあるいはそういうものについて、もつと改革を加えた方がよいというふうな意見も巷間には伝えられておりますが、政府はこの為替レート三百六十円を今後も堅持するのみならず、日本の通貨の発行制度というものについても、全然これに變更を加える意思はないことと思うのであります。この点を明確にしておきたいと思ふのであります。

○宮川説明員 三百六十円のリートは堅持いたしますとともに、現在の通貨制度に変更を加えることも考えており

○北澤委員 次に伺いたいのは、この通貨基金に加入する場合には、日本と

合にも、金で出資をする必要がある場合、それからまた通貨基金の持つておきます日本の通貨を買いもどす場合には、金がある。それからまた通貨基金が日本に課しますいろいろの賦課金、手数料とかそういうもの、これも金で支払わなければならぬ。それからほかの加盟国の持つておきます日本の通貨の残高を、日本が買い入れる場合にも金が必要である。こういうふうにこの通貨基金に入る場合におきましては、日本はいろいろな面において金を持たなければならぬということになります。が、現在日本はそれに応ずるだけの十分の金を持つておと思うのであります。この点もはつきりした政府の所信を同つておきたい。

○宮川説明員　通貨基金加入並びに国際復興開発銀行加入に必要な金その他将来の外貨の買入れ等に必要な金は、接収を解除いたされました金によりまして十分であると確言いたします。

○北澤委員　きのうですか、大蔵省の発表によりますと、接収解除になつた金は百二トンということになつております。この百二トンというのは民間の

ものも入つておると思うのでありますが、この中で日銀が所有権を持つております金はどのくらいありますか、この点について……。

○富川説明員 正確な数字は、た
ま資料がございませんので、お答え
いたしかねますが、約百トン程度
あるかと記憶しております。

○北澤委員 この通貨基金協定により
ますと、これに日本が出資をする場合
であります、先ほどの説明で日本に

対する割当額は、二億五千万ドルというふうになりました、それに対して日本が金で払い込むのが六千二百五十万ドルということになっておるのであります。これは通貨基金協定の中の一の、どれによるのか。自国の割当額の二億五千万ドルの二五%と思うのであります。この点を念のために伺つておきます。

○宮川説明員 国際通貨基金協定第二條第二項によりますと、「その他の加盟国」と申しますのは、原加盟国以外の加盟国でございますが、「その他の加盟国」につきましては「加盟国の地位は、基金が定める時期に、且つ、基金が定める条件に従つてその他の国の政府にも開放される。」とありまして、第三條の第三項におきまして、出資に關する規定を準用いたしております。

○北澤委員 そうしますと、第三條第三項によつて、日本の割当額の二五%を日本は金で出す、こういうふうには了解いたします。そうしますと、残りの七五%は、日本の自国通貨または公債で払い込んでよろしいというふうになるのでしょうか、残りの自国通貨及び公債で払い込む時期は、いつになりますか、その点お伺いいたします。

○宮川説明員 金払い部分を過ぎました分は、加入後平価を決定いたしました後に払い込むことに相なります。

○北澤委員 そうしますと、平価を決定するのはいつごろになりますか。もしそれが早くなると、この自国通貨で払い込む金があるいは今年度中に出る。そうしますと、ことしの補正予算でもそれを組むというふうなお考えでありますか、その点を伺つておきたいのであります。

○宮川説明員 基金に加入いたします見通しでございますが、ただいま各国の表決を求めておまして、金を払い込みますのはおおよそ六月くらいになるのじやないかと想像されます。その後、平価を向うの方で幾らにするかという意見を求めて参りまして、三十日以内に日本からこれを回答いたしまして、六十日以内にこれを決定するということに相なつております。従いまし

ておそくも九月ごろまでは、これが決定するのではないかと考えるのであります。しかしながら予算關係につきましては、先ほど委員の方に御説明いたしましたように、さしあたり必要な金額につきましては、金で払い込みます分と現金で出資する分だけでありまして、これは二百億の予算で十分かなるようになります。残額は代用証券でいいことになつております。これは代用証券に相応するところの國債を發行することにしたしまして、別途法律を提出いたしておる次第でありますので、予算の補正の必要を生ずることはございません。

○北澤委員 政府が別途国会に提案いたしておりますこの兩協定の加盟に伴う措置に關する法律案によりますと、国際通貨基金との取引は、日本では外為管理委員会が大蔵大臣の同意を得てこれに當るといふふうになつております。ところが先ほど外為委員長からお話がありましたように、今回の行政機構の改革で外為はなくなるといふふうになるのであります。そうしますと外為がなくなつた後のこの国際通貨基金との取引に當る日本の国内の機關はどれになるか。日銀になるのか、あるいは大蔵省になるか、それをお伺いいたします。

○宮川説明員 ただいま国会で審議されておりますところの機構改革案が原案通り通過いたしますれば、大蔵大臣がこれを運用するということに相なります。

○北澤委員 それは關連して大蔵當局及び本内委員長に伺いたしたのであります。為替の問題というものは、御承知のように對外信用が非常に大事であります。ところがこの為替に關する行政機構がとゞ／＼かわるといふことは、なか／＼對外信用を保持する上において支障があるといふふうに私は思ふのであります。でありますから、もちろん政府が外為を廢止するといふことにつきましては、われ／＼反対ではないのであります。問題は、その場合の國際信用が、それによつて傷つけられる。あるいは通貨基金等との關係におきまして、日本の為替に對する信用が減少するといふようなことをわれわれは実は心配するのであります。従いまして政府は、こういうふうな日本の国内の為替行政機構の変更によりまして國際的な信用をそこなわないやうに、一体どういふ措置をとつておるかというのを、この機会に大蔵當局と、それから本内委員長に詳しく伺つてみたいと思ふのであります。

○宮川説明員 大蔵當局といたしましては、外國為替管理委員會を廢止いたしまして、大蔵大臣が為替管理の事務を所掌いたしまして、對外的に信用を落すようなことはないと考えております。

○本内政府委員 私にも御質問であります。私にどういふ措置をとつておられるか存じません。

○北澤委員 政府はそういうお考えを思ふのであります。とにかく終戦以來、為替の問題につきましては外為がやつておる。この外為があるいは國際通貨基金あるいは外國の銀行と關係を持つて来た。ところがばか／＼と行政機構改革によつてやめるといふふうなことになるわけでありまして、もちろんそれは行政機構改革という大きな見地からやられるのでありますから、私は反対しませんが、ただ問題は、そういう場合に、日本の國內的な事情によつて、日本の為替機構といふものが二、三にかわるといふことになる、外國の銀行とか、あるいは國際通貨基金とか、そういうものの關係において、日本の為替行政に對するある程度の心配といふものが起りはせぬかといふふうにおもひます。従いましてこういうものを取除くために、政府は一体どういふ措置をとつたかといふことを大蔵當局にお伺いしたいと思ひます。

○林(百)委員 一問だけ關連して。今の本内委員長の答弁は非常に重要だと思ひます。私たちが先ほどからそれを聞いていたのですが、為替關係がこういふふうな國際通貨基金とか國際復興開發銀行への加盟といふようなことで國際的な關係を持つて来ているときに、從來為替の管理をしておつた管理委員會を廢止して、大蔵當局がこれを掌握するといふようなことが、すでに機構改革の法案では出ておる。一方、國際通貨基金に對する國內的な処置の法律の方では、依然として為替管理委員會がこれを管理するといふ形の法案が出ておる。しかもその後の処置について、行政改革によつて為替管理委員會

が廢止された場合に、どのような措置をとるかということについて、政府が十分管理委員會と連絡をとつていないといふことになる、非常に重大な問題になると思ひますが、その点については、どうして為替管理委員會の方へ委員長として納得できるような、また国会で十分説明のできるような連絡と了解となされていくのか。これは非常に重要な問題と思ひます。外務當局と本内さんにもう一度聞いて、何でしたらやはり大蔵大臣を呼んでもらつて……。

○仲内委員長 要求しておるのであります。きようは都合で来られないのであります。

○林(百)委員 私、そういうわけでもないのですが、とにかく長い間為替關係でいろ／＼やつて来た本内委員長が、その後の措置についてまだわからないといふような答弁をされて、すでに法案では廢止することになつておる法案が出てくることになる、ゆゆしい問題と思ひますが、もう一度両方聞いて、どうしてもいけなければ、岡崎國務大臣、これは外務大臣ですが、國務大臣としてそういう間の連絡調整はどうなつておるのか、あなたからも一つ聞いてもらいたい。これは非常に重要な國際的な信用にも關係する問題で、北澤さんと同じように私も非常に気になることですから、聞いておきたい。

○戸叶委員 私は國際通貨基金加盟の一つの條件として、時の政府に支配されないといふ形で為替管理委員會が設けられて、その上で國際通貨基金に加入の方法が促進されていくと思ひます。そういう意味からいいますと、今ここで機構改革をして為替管理委員

会が廃止されるということになりますと、国際的な信用を失うことになると、思います。そういうことに對して、国際的な信用を失わなくて済むかどうかということ、それからまたそういうふうな機構改革が行われても、加盟は不可能でないかどうかということ、を外務大臣に伺いたいと思います。

○岡崎國務大臣　いろいろ御質問がありました。私もいろいろ／＼知つてゐるわけじゃないのです。ただこれだけのことは言えると思います。外国為替管理委員会は木内委員長以下非常に努力されて、今日まで成果を上げて来たことは、これは万人の認めるところであります。しかしながら、外国為替管理委員会のような、時の政府の方針に影響されないといふ、か、そういうような外貨のコントロールの仕方、なければ通貨基金等に入れない、全然なことは、全然ないことは確かであり、多くの国は私は大蔵大臣が外貨の管理権を握つておると考へております。むしろ大蔵大臣は時の政府がかわるに従つてかわり、また時の政府の方針によつてその方針もかわるわけでありまして、外国為替管理委員会のような性質を持つた管理機構もあり、大蔵大臣というか、時の政府というか、これが管理しておる制度もたくさんあると思います。どつちかでなければならぬといふことは、ないと思います。

それから外国為替は、これは外貨の問題ではあります、すぐに国内の通貨に影響するものであります。外国為替を買つたり売つたりすれば、国内の通貨がふえたり減つたりするのは当然であります。従つて国内の金融と密接

不離の關係がある、こういう意味からいふと、大蔵大臣が管理する方が有効は持つております。大蔵大臣がやれば、かつてなことをやるだらうといふお考えがあるかもしれない、そんなことは決してないのではありません。事実、つてなことをやれば、それこそ国際信用を失うのであります。政府として、は自滅行為になる。従つて決してそんな国際信用を失うような方法をとるわけはないのであります。それは御心配なく安心していただいて、けつこうだと思ひます。

○植原委員　今の問題はかなり重要だと思ひます。こういう法案を出すにつきては、今までの為替管理委員長と大蔵大臣との間にかんがひの了解があつてやるべきだと私も考へます。今の話を聞くと、またたく了解がなくてやつておるようです。外務大臣のお話の通り、あるいは大蔵大臣がすべて專管する方が、いかにもしれませんけれども、それに対しては、今までの為替管理委員があつて、ちゃんと管理して来たので、その了解なしに、こういうことをなされたといふならば、せつかに政府のいふ目的でも、議會ではかなり支障を起すようなおそれがあることを、外務大臣が何でも知つておるとは、私に思ひませんけれども、外務大臣の立場で、外務大臣の責任でこの法案を取扱ふ以上は、どうか為替管理委員長と大蔵大臣の間の話し合ひをつけて、そうしてすべての問題の了解ができるようにして、この案の取扱いの了解ができた、外務大臣の言ひ通り、この法案が、いいのかもしれないけれども、国会

として責任を持つてゐる以上は、そういう点がきつめて明瞭にならなければならぬ。こういう重大な問題を取扱ふについては、同じ政府内部で十分了解を得た上でやられるようにして、この會議の進行を外務大臣がひとつおの望みを願ひたいと思ひます。これは私の希望であります。

それからもう一つ、立ちましたついでに申し上げます。最近外交は経済外交でなければならぬといふようなことを盛んに新聞に宣伝なさるけれども、政府は政治と外交と一体どういふ區別をすることが出来るか、アメリカにやる大使だから経済外交でなければならぬといふことは、私のどうも了解できないところで、あるいは新聞の誤報であるかもしれないけれども、政府から何かそういうことが伝わるように私の耳に響いて非常に奇怪に思ふのであります。なぜか、やうなことを申すかといふと、御承知の通り、チャーチルがアメリカに参りましたとき、チャーチルは金借りに来たのだらうといふことで、アメリカ人は非常に反感を持つた。チャーチルはアメリカの上下両院の連合委員会においても、私はわざわざ大西洋を横切つてアメリカに金借りに来たのじやないかと弁明した。英國の總理大臣が連合委員会における演説の、誤解を解かなければならぬほど、私は國際關係は微妙だと思ひます。日本がアメリカの経済的援助を受けなければならぬ、表から日本のアメリカとの外交は経済に限るのだといふやうなことを言ふと、アメリカの民心に悪い影響を及ぼして、かえつてその目的を達

しないようにするおそれがある、ほんとうに日米兩國の將來の政治的、經濟的、國際關係を考へるならば、經濟外交といふやうなことを政府の中から言つたりすることは、私は非常に悪い影響を及ぼすのではないかと、日米關係は經濟の問題が重大でありますけれども、アメリカ人が日本に對して、氣づかうことは、日本にほんとうに徹底的に民主政治が行われるか行われなから、これより大きな問題は、ないと思ひます。これをアメリカ人に説明することこそ、また説明し得る材料を持つ、説明するやうな國內の態勢を整へること、日米兩國の關係に重大なものは、ないと思ひます。その基礎の上に立つてこそ、初めて經濟的の密接な關係もできるのに、國內の態勢をほんとうに民主政治を行ふやうな方向に持つて行かないで、ただ經濟的の外交などといつたつて、決していい結果をもたらさないものである、こういうことを痛切に感じますゆゑに、この点特に私は申し上げておきたい。

もう一つ、テューナの問題であります。テューナの問題は日本が主であり、なるほど一般に關係すること、多いのでありますけれども、これは加州において、ことにサンジエゴからあの付近においてこの問題を、かつぎ出して、加州の議員が死にもの狂ひになつて上下兩院を通過せしめようとしたのは、日本のテューナの輸入に對すること、が眼目である。これは全般にわたることである、日本がその中にたはさまつたように、私の誤解が、もしも、それが、そういうふうな外務大臣の御説明があつたとするならば、それは間違ひである。それだからして、

日米兩國の關係を思ふアチソンは、はつきりとした聲明を出して、日米兩國の將來の國交を考へる場合において、今きよな經濟問題を議會で取上げることはならぬと言われたところを見て、これは日本に對する目標が主であることがわかります。私はアチソンが、こういう聲明を出す前に、むしろ日本の絶對多數を持つてゐる自由黨あるいは政府が、こういうものを今アメリカの國會に出されることは、むしろ日米の國交の將來の上に非常な障害がある。經濟問題よりは、日本の國民の感情を痛めることが非常に大きい、だから、私はむしろ、こういう立場をとつてもらいたかつたのであります。その方が、もつといふ外交上の効果をもたらすもので、アチソンに言つても、むしろ、日本國民はこれからは、ほんとうに日米兩國の間で協力をして行こうと思ふのだ、その場合に、おのづかのテューナの問題に對して、それもテューナの問題は加州における、一局部の問題であつて、むしろオレゴンの方ではテューナの輸入を歓迎してゐるやうな向きもある、だから、そういう点を日本の議會、日本の政黨が、はつきりして、そうしてアメリカの國民に訴へることの方が、むしろ効果的であつて、こういう点も、外交上聰明なる外務大臣が指導して、そういうふうな日本の國論をまとめて政府がおやりくだされば、もつとよかつただらうと思ふ。

もう一つ、經濟問題に對しては、アメリカばかりが重大ではない。今日恐ろしくスターリングのレートが大きくなつておるけれども、これは實際日本が占領國家である場合には、しかたがないが、獨立國家としたらマーケットプ

ライスより高いところの為替レートを設定されて、そうしてそれをがまんしているというようなことは、これは第一に外交上手をつけなければならぬ問題だと思ふ。こういう問題こそ、ほんとうに経済問題として重大なことで、現在日本が占領国家であるならば、しかたなく英国で設定しておるところの為替レートがまんして損してもやつて行かなければならぬこともあり得ることだけれども、今日独立国となつて経済の問題を政府がほんとうに主眼として考えるならば、まずスターリン・グ・レートをマーケット・ヴァリユーで取扱ひのできる方に外交上の努力をするところこそが、経済的外交の主眼であると私は考える。こういうことを私は——これは質問でなく国を思ふために老練心と申しますが、苦言を呈するような形になります、国際通貨基金の協定とこの国際復興開発銀行に対しては、ただ経済問題ばかりではなく、自由国家が今日世界的に協力しなければならぬという立場からも、これに私は協力すべきであると思ひます。簡単に経済問題でこの問題を論ずべきではなく、世界中が協力するという立場からこれをすることは私は賛成であります。その手続をとるにいたしまして、為替の問題や大蔵大臣のマナー・マーケットをコントロールしようとする立場に対しても、政府内において十分了解を得てかかる案を取扱つていただきたい、こういうことを私の機会に申し述べて政府の御考慮をお願いしたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 簡単に今の点についてこちらの意見を申し上げますが、第一に、為替管理委員会の処置の問題、

これはただいまここにかかつておる法案とは直接関係がないのであります。これは別途に出します行政機構改革の問題であります。私も言ひ得ることは、ただ為替管理委員会があつても、あるいはそれが大蔵省の所管に移つても、国際信用上影響はない、こう考えること、従つて国際通貨基金に加入する問題について、外務の委員会がなければ加入できないというようなことはないということをここで申し上げるわけでありませう。別の法案でこの外為の廃止ということがありますが、これはまたそのときに御議論をお願いしたいと思います。今植原委員のおつしやつたように、これについては関係者一同みな了解済みなのであります。ただ今木内君の言われたのは、外国の信用を維持するためにどういう処置を政府ではとつておるかというところについては、自分はどういう処置をとつておるか知らないということを言われたのだと思ひます。

それから第二に、駐米大使の問題等をお話になりましたが、私はこの委員会でも申し上げました。あるいは植原委員はおいでにならなかつたときかもしれませんが、要するに大使の人選につきましては、何を主眼とするということとは考えない。従つて外務省出身の人もありましようし、その他の実業界なり金融界なり、あるいは工業方面もありましようし、学者もありましようし、いろいろの方面から、どこ出身というのを考えないで、人間として高い教養のある、すぐれた常識を持つた、つまり外国へ行きましても、何ら日本を代表して心配のないような人を広く選ぶという趣旨で選考いたしまし

て、たま／＼駐米大使には金融界に長くおられた人が選に當つた、こういうことであるということをお説明をいたしたのであります。むしろこの経済の問題が重要であるということはお話の通りでありますけれども、大使の任務というのは経済問題ばかりではないのであります。両国民の理解を深めるといふ観点から申しますれば、経済もありましようし、文化の方面もありましようし、その他各般の方面があると考へております。そういう点について適任者を選ぶという趣旨から、出身のいかんを問わない、何も外務省だけにしない、がしかしそうかといつて経済人ばかりを起用する考えもないのであります。

それから第三に、まぐろの問題は話の通りであります。私が先ほど申しましたのは、主としてスターリング地域における制限措置に關して申したのであります。まぐろはむしろ日本が直接関係のあることであります。——もつともペルー等もかなり関係があるようであります。そうして政府としては従来からこういう問題については、下院で討議がありましたので承知しておりましたからして、國務省の他にも常に日本の材料を提供し、また日本の立場を説明して来たのであります。また民間の業者にも頼んで、啓発を申します。よく理解してもらうように努力して来たのであります。その結果かどうか知りませんが、アチソン長官の声明があつたというわけでありませう。ただあまり日本の国内の輿論を動員するとか、非常に宣伝をやるとかいうことは、かえつて相手方を刺激し

まして逆効果になるおそれもありますので、そういうことのないようにできるだけ注意しながら、日本の立場を理解してもらうように努めた次第でありますから、ひとつさう御了承願ひたいと思ひます。

○植原委員 私は経済人を大使に選んだことは歓迎します。けれどもただあまりに日本の外交は経済外交だ、経済外交だ外務省から放逐されるから、それはとてもないことだ、こういうことを私は言ひたいので、私は外務省の人はなるべく大使にはしない方がいいといふくらいに思つておる。率直に言へば、もつと大きな型の人を全部各所に派遣した方がいい、役人の小さな事務的人よりは、もつと大きなものを採用するようにしていただきたいと思つております。私は経済人を採用したことは何も反対ではなくて大歓迎である。大歓迎であるけれども、ただいかに日本の外交は金を借りるのだとか経済だとか、そんなことのように外務省が放逐されることはとてもない間違ひです。こういうことなのです。

それから為替管理と大蔵省との問題は、なるほど行政機構の改正法のこともありましようが、その案でもその問題がかなり重要だから、為替管理委員長と大蔵省との間で、すべてこの問題を協力して行けるようになごやかなふうに外務大臣がとりはからつて、この案の通過をおかり願ひたい。私はこの案はただ経済的問題ばかりではないと思ふ。日本が独立国となつた以上は、自由国家に協力するという立場から、そういう手続をとることは必要だから、そういう必要を考えれば、なるべくこの案がほとんど満場一致で成

立することを私は希望いたしますがゆゑに、どうか政府内部でくはぐの答弁の起らないように、ひとつ外務大臣として御配慮を願ひたいということであることを御承知願ひたいのです。駐米ばかりではなくどうか世界中に、外務省の熟練した人ばかりでなく、もつと大きな人間を大使にして、日本の政治的の世界的の立場をよくするようになつて御考慮願ひたい。あなたが経済人を採用したことは大賛成で、外務省の人だけに大使を限るなんという狭苦しいことはやめていただきたい。こういうことです。

○北澤委員 時間がありませんから、あと二点だけ質問して終ります。政府にひとつ資料として提出をお願いしたいのでありますが、それはこの通貨基金に対する払込済みの出資額、それから各加盟国でこの資金をどういうふうに使つてゐるか、その現況、それから国際復興開発銀行の今申しました資金量ですね、資本とか剰余金とか、そういうのはどれくらいあるか、各国はそれからどのくらい金を借りたか、その実績を資料としてこの委員会に御提出願ひたいと思ひます。

それからあと二点ほど伺ひたいのでありますが、一つは、日本がこの通貨基金に加入すれば、日本は外国と四建の貿易ができるかどうか。この協定に加入して日本の通貨が国際的に信用を得るようになれば、四建で貿易ができるようになるかどうかという点と、もう一つは通貨基金協定の第一条第四号によりまして、多角的な支払い制度をつくるように援助する、こういうふうになつておりますが、現在ヨーロッパ

でマージナル・プランに關係して欧州
決済同盟というものができて、二国間
の決済でなく、多数国間の決済で貿易
じりを決済するということをやつてお
りますが、こういうふうなことがアジ
ア方面でもできるかどうか。現に日銀
總裁がアジアにおいてもそういう決済
同盟をつくつた方がよいという議論を
しておられますが、一体日本と東南ア
シアとの貿易の決済をよりよくするた
めに、政府は決済同盟というようなも
のを考えているかどうか。この二点だけ
伺つて私の質問を終わります。

○木内政府委員 円建の貿易という問
題は、実は国際決済機構、ブレトン・
ウッズ機構というものの加入のいか
んにかかわらない問題だと思ひます。
しかし今でもやつて悪いというもので
はないのです。種々の観点から円建で
ない方が利益だと考へて、現在のドル
建及びポンド建の貿易をやつておられ
ます。この説明は長くなりますからまた
の機会にさせていただきます。

それから第二点のアジア決済同盟と
いうのは、日銀總裁のお考へがどうい
うことか私はつまびらかにいたしませ
んが、これはまた非常な大問題であり
まして、地域的に小さな連合をつくる
ということはいよいよでもありません
し、悪いようでもあるのです。現に欧
州決済同盟というのが欧州にできまし
たが、これは国際通貨基金から見れば
反逆であるという考へ方と、今国際通
貨基金というものは思ふようにはうま
く行つていないのは事実であります
が、思ふようにうまく行つていないそ
の間の過渡的処置としてやむを得な
い、むしろそれを通じて国際通貨基
金、ブレトン・ウッズの機構というも

の理想が実現するということ、この
二つの考へ方が現に欧州の決済同盟に
ついてもあるわけでありまして、従つて
アジアにおいてもこれは欧州と大分違つた状
況にあるので、これが決済同盟的なも
のををつくるかという点については、
なか／＼これはむづかしい問題だ、か
つその方がいかに悪いかにについても議
論があることだ、こゝ思つておりま
す。

○仲内委員長 佐々木盛雄君。

○佐々木盛雄委員 私は本日の議題で
あります外国の領事官の認可状の認証
の問題に關係をいたしまして、少しく
外交官の身分の問題等に關係して承つ
ておきたいと思ふ。

それは今日東京にありますソ連の代
表部が、講和条約の発効と同時にすで
にその存在する法的な根拠を喪失す
る、従つてそこには何らの外交特権と
いうものは認められないという意味の
ことを外務當局は再三言明されてまし
た。そうして昨日の参議院における外
務委員會の議事録を見ますと、すでに
政府はその旨をスエーデン政府を通じ
てソ連への伝達方を申し入れた。とこ
ろがスエーデン政府はその伝達方を拒
否して来たという意味のことが記録さ
れております。しかしとすれば、すで
に法的根拠を失つてはおりますが、麻
布の狸穴には依然としてかつて代表部
だった建物と館員が依然として存在し
ているわけでありまして、そういうたし
ますと、すでにその法的根拠を失つて
から後今日までの間、これらのかつて
の代表部なるものは一体どういう法律
上の根拠に基いて日本に存在するので
あるか。どういふ立場によつてこれが
依然として外見上は継続しているもの

であるか、という点をまず承つておき
たいと思ひます。

○岡崎國務大臣 これは新聞等に非常
に大きく取上げられておりますが、私
はそんなむづかしい問題ではなくし
て、要するに對日理事會に派遣されて
おつた代表が、對日理事會がなくなれ
ば自然になくなるというだけのこと
で、事実をただ事実として言つてい
ただけのことにはすぎない。なお従来の大
使館は戦前からありますもので、これ
はソ連の国有の建物でありまして、そ
の中に今まで代表部の人が残つてい
る。これに對しては一般に外国政府に
對する国際禮讓として、これを追
い立てるようなことをしないのは當然
であります。しかし事實特權等を要求
してゐることもありませんし、また別
段強要してゐることもないのでありま
す。要するに大使館の中に今までの
人がいる。これもまあ無制限にいろ
うかかわりませんが、今のところ急
にどうかの措置をとる要も認めま
せんし、またそういう点については過
去にも國際慣行を見ましても、黙つて
いるものに對してこれを追い立てるよ
うなことはしないのが普通だと考へま
す。

○佐々木盛雄委員 もとより國際關係
には外交禮讓もあるものであります。が、
さりとてすでに主權を獲得した獨立
國、この法治國の中に法律的根拠を持
たない人間あるいは機構が存在する
というところは、近代文明國家のわれ／＼
といひましては、なか／＼了承し得
ないことであると思ふ。従つてそれ
は一体それらのかつての外交部に從事
しておつた職員と申しますか、代表部
の部員と申しますか、そういう人々の

國際法上の身分というものは一体ど
こにあるのかという点を承りたい。

○岡崎國務大臣 國際法上は別にそ
ういふものに対して身分をとりわけ認め
てゐることはないと思ひます。他の例
を申していえば、たとえば講和條約に
まだ参加しない國であつて、従来から
占領中に大使なり何なりを派遣して
おつた在外公館的な性質のものもあり
まして、それが獨立後は條約なりある
いは大使交換という協定されたものが
なければ、やはり同様に身分は喪失す
るわけでありまして。しかしソ連ばかり
ではありません。現にほかの國に對し
ても、法的根拠がないからといつて、
別にこれをどうするといふ措置はとら
ないもので、しばらく事態を靜觀するの
が普通だと考へております。

○佐々木盛雄委員 ソ連代表部の職員
たちが日本へ入國する際には、當時の
連合軍總司令部の許可を得て入國した
ものであらうと考へます。詳しいこと
は私は知らないのですが、その入國に
は期限があつて、六箇月間と限定され
ておるといふことであります。その
点は一いつたふうなことになる
おるのか。また當分の間見送らうとい
うわけですが、しからば一体當分の間
といふのはいつごろまでといふ見込み
なのか。漫然とあいまいな状態で存在
されることは、われ／＼の感覺から申
しましても、許し得ないところであ
ると考へるわけでありまして。その辺を
とつ明かにしていただきたいと思ふ
のです。

○岡崎國務大臣 六箇月というよう
な期限があつて入國しておるのは普通
と考へております。しかし現實にそれが
ソ連の代表部の從來の人たちに對して

どうなつておるか、私は一々には知りま
せんが、原則はさうであらうと思ひま
す。しかしそれは占領中のことであり
まして、獨立後の問題については日本
政府が自分で考へてきめるべき問題で
あります。しかし過渡的のそういう措
置は一応あることはあるわけであり
ます。そこでいろいろ妙なこともあり
得ると思ひますが、これは過渡的の問題
でありまして、獨立とともに全部解決
するといふことも行かないし、また
そう無理やりに措置をするといふ必要
も私は認めておりません。常識上いつ
が適當の時期であるかといふことは、
別に規定もありませんからはずきり言
えませんが、常識的に見て適當
の時期までは見送つておくべきもので
あらう、こゝ考へます。

○佐々木盛雄委員 その大臣の言ふ常
識なるものを具體的な時間によつて申
しますと、すでに新聞には外務當
局のスポークスマンの言として、講和
條約発効後九十日間——これはあた
かも連合軍の日本からの撤退の期限と
ちやうど符合しておるようでありま
す。が、九十日間というものに継続期間を
認めようといふ説もあるようであり
ます。さらに一説によりますと、日本政
府はその常識で、さらに六箇月間の猶
予期間を置くとういふことを申して
おる。従つて四月二十八日の講和條約の
発効から六箇月の後、十月の二十八日
をもつてその存在する期限は切れるの
であるといふふうに見えておる向きも
あるようでありまして、その辺はいか
がでありますか。

○岡崎國務大臣 これはいずれも臆測
でありまして、外務省としては何も聞
いておりません。これは国内の輿論の

関係もありましようし、国際的の一般の各国の動きもありましようから、できるだけ常識的に、かつ円満なる方法で適当な措置を講じよう。こういうものにつきましても十分慎重な態度をとるべきであると考えております。常識というものはそういう意味の常識であります。九十日というのは、これは船待ちの期間、占領軍のいろ／＼な集積物資の処理とか、いろ／＼の技術的な観点から見て結論が出たもので、九十日はまづたく占領軍撤退という意味の数字上に出て来た結論でありますから、これとはまづたく関係がありません。また六箇月ということもまづたく意味がないので、要するに適当な時期にということであります。

○佐々木(盛)委員 そうすると常識上の判断といたしまして、実際上われわれとして具体的にいつごろということ想定することは、きわめて困難なことでありまうが、先ほどの御説明にもありましたように、今日日本におりまうすかつての代表部の職員たちは、すでに外交官としての特権がないといひますと、これは一般の在留民としての資格としかわれ／＼は考えることができないわけでありまう。一般在留民だとすると、先般当委員会において審議をし、かつ可決をしたところの外国人登録法であるとか、あるいは出入国管理令といった、外国人に対して適用される法律に従うべきものであると考えるわけでありまうが、その法律上の根拠はいかなるものでありまうか。

○岡崎(英)大臣 今お話のように出入国管理令なり登録法なり、そういうものを適用される状況というのは、つまり常識的に一定の時期が過ぎたときで

あります。もしそれをただちに適用するということでありまうれば、その猶予期間のようなものは全然ないことになるわけでありまう。しかしながら外交官の特権というものはほかにいろいろの種類、たとえば政府の代表——それは政府の代表といつても元首の場合もありまうが、政府の各大臣の場合もありまう。またただの政府の役人が来る場合もありまう。こういう場合にもそれ／＼相手国政府との関係に立ちまして、外交官ほど認めないにしても、ある程度の礼遇をするということには、日本も外国においてさようにされておりましたし、外国の人も日本においてさようにされることは常識でありまう。つまりそういう種類の一種の政府の機関があるものでありますから、ある程度の礼遇はいたしたいと考えております。それをいつまでもするかどうかという問題は、つまり常識的に判断されたある期間の間ということでありまう。それ以後は今言われたように普通の日本の法規がそのまま適用される、こういう次第にならうかと考えまう。

○佐々木(盛)委員 すでに對日理事会の解消に伴つて、ソ連の日本にある代表部の法的な根拠は失われたという意味のことを、スエーデン政府を通じてソ連政府に伝達せんと政府は試みた。そしてスエーデン当局から、その伝達方を拒否されたというふうに承つておるわけでありまうが、すると政府がそのように試みられた日本政府の意思伝達ということ、今後はどういうような方針でソ連側に伝達するおつもりなのか。スエーデン政府から拒否されたとすれば、日本の政府の意向はソ連政府に正しく伝わらないと思ひますが、

日本の政府の今おつしやつたソ連代表部に対する取扱いの方針を、いかなる方法によつてソ連の政府に伝達するお考えを持つておられるのかということ承りたい。

○岡崎(英)大臣 私どもは、スエーデン政府にこういうものを取次いでくれというのを要求したのではなく、何らかのソ連政府に取次ぐようなことがあつた場合に、スエーデン政府がそれを引受けるかどうかという内意を開いたものであります。いろ／＼な事情があつたらしくて、そういうものはスエーデン政府としてはやる立場にならうという説明のようでありまう。それからソ連側に通告したいと思つておることは取扱いの点でなくて、要するに對日理事会も消滅して、最高司令官もなくなつたのだから、ソ連代表部も従つてまた存在の理由がなくなつていゝる、これだけの事実を知らせようと思つておつたわけでありまう。ところがスエーデンに拒否されたといひまうことで、新聞にも非常に大きく出ておりましたから、実は政府の目的を達したやうでありまうが、しかしさううだと思つておりましたが、しかしさう何らかの適当な方法でやらうと思ひまして今研究中であります。

○佐々木(盛)委員 新聞はきわめて公式なものではないのでありますから、当然日本政府の意向は何らかのルートを通じて相手国に伝達されるべき性質のものであると存じます。これは私どもの考えから申しますと、きわめてすみやかな機会に、というよりは、むしろ代表部の存在理由の喪失と同時に、その旨のことを通達すべき筋合いのものであるとすら考えておるわけ

あります。従つてすみやかにそのような措置を講ぜられんことを特に希望いたしておきます。

さらにこの際承つておきますが、ソ連側におきましては、今日東京にある代表部を、ややその性格をかえまして、通商部とかあるいは通商代表といふような形として残しておこう、あるいはそういうふうにかえて行こうという考えを持つておるといひまうて、おりましたし、もしまたソ連からそういう要望があつた場合には、日本も政府も、その交換条件としてソ連国内に日本の通商代表部とか通商代表といふようなものを、設置したいという希望を述べられたやに承るわけでありまうが、それらの点についての当局の今後の方針はどうかということ承りたい。

○岡崎(英)大臣 ソ連側からは公式にも非公式にもそういうような何らかの提案等は全然ありません。従いまして、通商代表部を置く意向であるとかなんとかいふことは、私から見ればすべて臆測であらうと思ひます。そこで、そういう仮定の問題についての質問がありまうから、参議院の外務委員会が昨日答弁しましたのは、そういうことはそのときになつて具体的に提案があつたときに考えるべき問題であつて、今からイエスともノーとも言えないのである。ただ言えることは、すべての問題が、国際的の協定といふものは相互主義でなければならぬといふことである。しかしそういう提案があつたときに、日本がそれを受入れるかどうかといふことはまづたく別問題でありまう。ただそれについて何とも言えないのは、具体的提案が何もないの

でありますから、仮定の問題であれやこれやと議論してもいたし方がないと思ひまして、それについては言及を差控えておるのであります。ただソ連ばかりでなく、どの国に対しまして、いろ／＼の国際間のとりきめといふものは相互的であるべきが原則である、こういうことは言えると考えております。

○佐々木(盛)委員 さらにもう一つ承つておきたいと思ひますことは、今の日ソの関係から申しますと、いろ／＼な懸案の解決にも、交渉する立場でも、正常な交渉のルートがないために、まことに不規則な状態にあるわけでありまうが、それでは日本におるソ連人の刑事上の問題等がかりに発生したといふような場合にまづしては、その問題をどんなふうにして相手国と交渉するかといふ具体的な——最も根本的な懸案の解決だとか国交という問題は別といたしましても、いつ起るかわからないやうなこういう問題が起つた場合においては、どういふ措置をとられる方針であるかという点を伺いたい。

○岡崎(英)大臣 これも考えないではないのであります。今まで各国でもそういう不規則の事態が過渡的にはあつたのでありまして、その当時のいろいろのやり方を見てみまうと、要するにこういうものは根本的の協定等がない場合でありますから、その事件がどういふ事件かによりまして、ケース・バイ・ケースで事件だけを解決するやうな方法を講ずる以外にない、また従来各国ともそういう方針でやつて来ておるやうに思ひますから、日本でもケー

從來は対日理事会のメンバーとして占領軍から各種の特権を得ておつたと思ひます。しかし、ただいまのところはソ連代表部は日本政府から何も特権を享有しておらないのであります。たとえばガソリンの配給というようなこともやつておりません。食糧についても何もめんどろを見ておらないのであります。電気やガス、水道その他の問題は、これはおの／＼料金を適当に払つておる。ただ、ソ連の所有物である大使館の中に人が住んでいるという事態だけであります。従つてわれわれはその事態までも打ちこわそうとしてはいいないということであります。も

え、不可侵權というものはないのでありますけれども、事実上何も事件がないのに外国政府の建物の中に踏み込んで行くという必要もないわけであります。むしろ、万一何かあつた場合に、先ほど申し上げましたようにケース・バイ・ケースで適當にそれを処理するといふつもりであります。

中国もヴェルサイユの講和条約には参加しなかつた。しかしながらドイツの獨立ということは國際的に認められておりまして、またそれらの国もドイツを獨立国として見ておつたことは疑いない事實であります。事實上二年半ばかりの間は講和条約に参加しなかつたという事態があるのであります。今度の場合でも、非常に多数の国との間の条約でありますから、數箇国これに参加しないものがありまして、もう日本の獨立は完全に回復されまして、降伏国と戦勝国というような關係はないものと信じております。

す。

○岡崎國務大臣　平和条約によりまして日本は完全に主権を回復したのであります。これは世界の四十八箇國の國々が調印したところを見ても、世界の大多數の意向であることははつきりわかるわけであります。そこで降伏文書等はこの平和条約によつてとりかえられておるのでありますから、日本の獨立回復ということは動かせない事実と考へます。ただこれは、たとえば中興政府でもよろしうござりますが、例がある國によつてみますと、ある國が新しい政權をつくつたというときに、それはどこから見ても獨立國であ

から進めて行きたいと思いますが、もう一つ根本的な問題でお聞きしたいことは、多数の国と諍和したから少数の国がそれに異議をはさんでも、その少数の国の異議は無効になるという根拠はどこにあるのですか。たとえば会議でも開いて、その会議の規則の中に多数決できめるということでもあるならば別として、少くとも外交関係をそれぞれの国の立場から交渉が進められ、とりきめられているときに、中国、ソビエトあるいは東ヨーロッパ諸国が、日本とはまだ諍和関係を結んでおらないといっている場合に、アメリカ、イギリスと諍和関係を結んだから、その関

係がソ同盟、中国の異議を無効にするという何か国際的な根拠がありなんでしょうか。

○岡崎國務大臣 そんなことを私は言つておるのではない。何もイギリスとアメリカとだけ講和を結んだのでないことは、林君御承知の通りであります。おそれくこの終りころまでに、は各國の準備が整いますから、五十なり六十の國と講和が結べて平常關係に入りまして、あと残るのは數箇國だけだと思ひます。そのときその數箇國ががらばつておるから日本は獨立できないのだということは、常識的にまことにこつけない議論でありまして、そういうことはとうてい考えられないことであります。

○林(百)委員 講和を結んだ國とは、あなたの言うようにに獨立したとおつしやつてもいいでしょう。しかしその講和について、自分はこの講和には反對だから、日本とは講和を結ばないという國に対しては、講和關係は発生しないと思ひます。あなたは多數國と言われますが、中国・ソビエト・インド・フィリピンあるいはパキスタンもそうであるが、こういうアジアの實質的な大國は、ほとんど講和關係を結んでいない。それにもかかわらずキユーバだとかグワテマラだとか、聞いたこともないような國々を集めて来て、四十八箇國だから、日本は中共・ソビエト・インド・フィリピンなどとも講和關係を締結したとは言えないと思ふ。だからあなたの言われるように、日本と講和關係を締結したのは四十箇國が知りませんが、かりにそれらの國と日本との間に対等な國際關係が復活したとしても、それに反對して

おるソ同盟、中国に対しては、まだ講和關係は発生しないと私は考へるのであります。その点はどうか。

それから實質的に講和が締結されないということになりますと、「連合國最高司令官又は其の他特定の連合國代表者が要求することあるべき一切の命令を發し且斯る一切の措置を執ること」を天皇、日本國政府及其の後継者の為に約す」という降伏文書あるいはボツダム宣言を十分日本に履行させるため、一定の監視機關を置くことを要求することが當然あり得ると思ひます。その点はどうか聞いておきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 第一の点につきましては、インドはすでに外交關係の設定を了承しまして、今平和條約の草案を完成せんとしており、大使の交換も、こちらからはまだ送つておりませんが、先方はすでに大使を出しまして信任状を捧呈しております。パキスタンにつきましても同様であります。外交關係は設定されつつあります。ビルマも、これは新聞報道であります。もう近いうちに平和條約草案を脱稿するといわれております。従つてインドやパキスタンと日本との間には平和條約はまだできておりませんが、インドとの間にはもう外交關係は回復されて、平常關係に入つておるわけであり。入ります。入ります。結局ソ連と中共ということになるかと思ひます。それから降伏文書には、なるほど連合國最高司令官という今林君の読まれた文字がありますが、連合國最高司令官はすでになくなつております。従つてそういう命令を出す元がなくなつて

おるのであります。

○林(百)委員 降伏文書によると、「連合國最高司令官又は其の他特定の連合國代表者が要求することあるべき一切の命令を發し且斯る一切の措置を執ること」を天皇、日本國政府及其の後継者の為に約す」とあります。要するに「連合國最高司令官又は其の他特定の連合國代表者」とある。だからソビエト側の意向は、まだ講和條約が締結されず、降伏關係にある限りは、これを無視するわけにいかないと思ふ。私はこれを聞いておるのであります。

それからもう一つ、対日理事會と極東委員會の問題ですが、これは今まで岡崎外務大臣は、対日理事會と極東委員會の解消の問題、これは連合國が決定すべき問題だ、日本國がこれに対して判断をすべき問題ではない、と今まで外務委員會で答弁されておる。ところが最近、外務委員會で、あなたはもう対日理事會も極東委員會も解消したと、あたかも対日理事會の連合國であるかのごとき判断をしておる。これは非常に從來の態度と違つて来たのであります。あるいはアメリカあたりから、これは日本で解決しろとでも言われたのであるか、その点を聞いておきたい。ということとは、もしもあなたが対日理事會が解消したという判断をなさるならば、こういうことがあるのです。「日本國の管理制度の改革、憲政機構の根本的の改革及び全体としての日本國政府の變更に関する問題に付ての極東委員會の政策決定の執行に關し、理事會の一委員が最高司令官と意見一致せざるときは、最高司令官は極東委員會に於て意見一致が達成せられ

るまで、連合國最高司令官はその命令を出してはならない。対日理事會の解消という重要な問題について、理事會の一構成國であるソビエトとそれから連合國最高司令官との間に意見が違つたならば、これは當然私は極東委員會へ持ち込むべきものだと思ふのであります。そこで極東委員會はどういうようにして決定されるかというところ、委員會は全員一致に満たざる投票に依り行動を執ることを得、但し右行動は次の四國即ち合衆國、連合王國、ソヴェト社會主義共和國聯邦及び中華民國の代表者を含む一切の代表者の少くとも過半数の同意を得べきものとす、明らかにこれはソビエト側の拒否権が認められておるのであります。ところが御承知の通り、極東委員會ではパニユーシキンが拒否権を行使して、また対日理事會並びに極東委員會の解消は不當であるといふことを言つておるのであります。そうすると少くとも対日理事會並びに極東委員會の連合國間では、対日理事會の問題と極東委員會の問題は解決しておらない問題だと思ふのであります。それだからこそ、私は岡崎外務大臣は、今まで當委員會においても、その問題は連合國で決定すべき問題だといふことを言われたと思ふのであります。そうする

と、あなたがこの問題について、また日本國側の外務大臣として決定的に對日理事會が解消した、あるいは極東委員會までが解消したといふことをここで言ひ得るはずはないと思ふのであります。この点についてどういふ見解を持つておられるか聞いておきたい、この二問です。

○岡崎國務大臣 對日理事會はもう存在を失つたといふ通告を、連合國最高司令官は各對日理事會のメンバーに通告したと了解しております。従つて對日理事會はなくなつたものであると私はかたく信じております。従つて先ほども言つたように、ソ連の代表部も存在する理由はなくなつたといふことでもあります。極東委員會の場合におきましても、極東委員會がかりに何か決定をしたところで、それを遂行する最高司令官はなくなつてしまつておる。また極東委員會も、ソ連は拒否権を行使したかどうか知りませんが、ほかの國の代表は全部極東委員會は消滅したと思つてゐる。従つて常識的に見て、一人で委員會を構成するわけには行きませんから、それもなくなつたものであると考へるのは當然であらうと思ひます。

○林(百)委員 あなたは對日理事會でソビエトのギスレンコが對日理事會の解消について重大な異議を申し述べたことは、これは日本の新聞にも出ておるから、私はあなたは知らないはずはないと思ひます。従つて、もし對日理事會の解消をあなたが主張するならば、この一九四五年十二月二十七日のモスクワ會議の決定によつて、對日理事會における最高司令官と理事會の一委員が意見の一致しないときには、最高

るつもりはありません。もうスエーデンで新聞にはつきり出ておりますから、日本の政府の立場は非常によく宣伝されて、世界中にわかつたと思えますので、非常にけっこうだと考えております。あとはどういうふうにしますか、適當な方法を考えようと思っております。

○林(百)委員　そうすると、スエーデンで断られたから、第三国を通じての交渉ということは、もうこれ以上はしないというように判断していくかどうか。あるいは最後に泣きつくところはアメリカだから、アメリカあたりでもまた頼もうというのか、あるいはもうそういう三国を通じての交渉といふものは考えないのか。考えないといふれば、この問題はどういうふうに今後処理して行くのか。具体的に、拿捕船の問題、引揚げの問題そのほかあつたわけでありますから、こういう問題の交渉は、どういうふうになさるのか、ということをお願いしたい。それから最後に、時間の關係から一括して御質問いたしますが、今朝のラジオで聞いたのでありますが、大村における朝鮮の収容者の問題について、騒擾が起きている。これはこの前韓国へ送還されておる。これは何の理由か明確でなくして返されたという話を外務大臣から聞いておりましたか、その後理由がはつきりしたのかどうか。なぜまた日本へ送還されたのか。そのことのために騒擾が起きているというのは、どの程度のことか起きているのか。私は大村付近の情勢が非常に緊迫しているようなことを聞いておるのでありますが、その内容を聞いておきたい。これは、理由

なくして収容されては、また収容所の待遇によつては、そういう問題が起るのの当然のことである。

要するに第一回は、スエーデンで断られたという事になると、あと第三国を通じての交渉ということも考へないのかどうか。かりに第三国を通じてという方法がないとすれば、どういう方法で具体的な問題を交渉する糸口を持つてゐるのか。これが第一問。

第二問は、大村の収容所の騒擾問題について、その後外務省に入つた情報を知らしていただきたいということ。念のために私最後に申し上げますが、先ほど外務大臣は、私がソ連のことを弁護すると言つたことを言つておられるのでありますが、私はここに配られた、外務省で検閲を受けておる連合国対日政策に関する基本文書というのがあります。これに基いて私が聞いておるのでありますから、決してソ連から来たる資料で私は聞いておるのではありません。これを見ましても、明らかに極東委員会におけるソ連の拒否権は認められておるし、対日理事会で……

〔同じことを繰返すな〕委員長注意と呼ぶ者あり
○仲内委員長 林君、早く質問を進めてください。
○林百委員 この委員会の委員の中に、実力行使をしてもいいという委員がいて、これを黙つて——そういう立場から私は言つておるので、何もソ連の立場から言つておるものではないとせん。また降伏国であるからといつて、日本をどうしようかといつてうわけではないので、貿易関係その他

において日本と友好関係を結びたいという動向が見えるので、私はそういう立場から質問しているのではありません。私、そういう立場を十分納得の上で、私の一番最後の質問である二問の答弁を聞いておきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 われ／＼の方はもうはつきりソ連代表部に対する立場はここで明らかにしておきます。これをどういうふうな先方に通ずるかということは技術的問題でありまして、これは外交の処理をまかされておる政府におまかせを願ひたいと思ひます。政府としてはいろいろ／＼考え中であつて、どうするということはまだきめておりません。

それから朝鮮人の送還の問題であります。これはまずどうして返したかという事については、実は昨日もその説明をするに韓国代表部は言つておりました。まだ説明をいたしておりません。あるいはなか／＼説明も困難で、できかねておるのかもしれない。それから騒擾事件というのは、別に今のところないようであります。何かそれを外部の韓国人が騒ぎ立てるかもしれないという報道を聞いております。そこで私は入国管理庁にもその他にも連絡をいたしまして、いやくも法を破るような者がおりましたら、容赦なく措置しるものと厳重に命令しております。

○仲内委員長 並木芳雄君。
○並木委員 自由党と共産党にまかし、そうもありません。改進黨が出なければやはりだめです。岡崎外務大臣に質問いたします。ソ連代表部の職員にはどういふ者がいて、その期限はいつまでであるかという事は、前の総司令部の当局者にはわかつておるはずだと思ひます。従つてこの点をアメリカの方へ照会することが一番近道じやないかと思ひますが、そういう方法をとられるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 問題はそういうさういふことではなくて、代表部全体をどうするかということになるのであります。これは今まで、たとえば代表部員としてアメリカの占領軍最高司令官から入国の許可を得ておりました。代表部なるもの存在がなくなれば、従つて入国許可というものも存在がなくなるわけでありまして、それが何箇月の期限があるともなからうとも、それは直接関係がないのだからと思ひます。要するにこの代表部なるものをどういうふうな取扱うかという全体の問題なんです。それは先ほど申しましたように、常識的に考へて、国際的にもうなずけるようなところで、適當な措置をいたしたい、こう考へておる次第であります。

○並木委員 中共貿易についてお尋ねをしておきたいと思ひますが、英國の商社が中共を引揚げるといふ報道が入つておられます。先ほど北澤委員もこの点に触れたようでありまして、北澤委員は、だから中共貿易はだめなんだという結論に導くように言つております。私もそれはそういう単純な考え方をしないで、英國の商社というものは、中共の国内での商活動を引き揚げた来たるにすぎない、貿易というものはおのづからそこに残る、こういうふう

に見たいのです。従つて英國の商社が中共から引揚げれば、かえつて日本に有利に展開するのじやないか、こういふ見方も出て来るであらうと思ひます。そこで英國の商社が中共から引揚げられた状況、そういうものに対して外務省はどういうふうにお考えになつておるのか。これと相呼応して日本の中共貿易というものに対する外務大臣の所見を承つておきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 英國の商社を見ますと、ジャード・アンド・スワイヤーとか、あるいは元々英米タバコとか、あるいはエーシアン・アティック・ペトロリウム・アジアン石油であるとかいうようなものであります。多くが貿易に依存してゐる会社であります。また輸送に關係してゐる会社のようにあります。それが今まで持ちこたえて来たのが、とう／＼とていまいかぬといふので引揚げることになりました。先般モスクワ會議で英國と中共との間に、一千万ポンドの契約ができたといふようなことを、しきりに伝えられておりますが、それができておればそういう商社が撤退するといふのは、はなはだふしぎであります。どうも非常にこれはモスクワ會議の議決のあと、こういう決定を見たといふことは、まことに皮肉な現象であると思ひます。私も従来から中共との貿易の一部はこれを認めておりますけれども、國際連合の制限措置その他によりまして、日本も制限をいたして、従つて貿易が實際に相当程度とめられていたときに、中共貿易なんかをやつても大したことではないのであります。過大評価を

してもしかたがないのだといふことを政府なり私も言つておりましたが、實際貿易をやらしてみても、なるほど大したことはないのだとわかれれば、國民も納得するでしょうが、やらせないで大したことはないのだと言つても、なかなか納得がでないの、問題がむづかしかつたのであります。ところが今回のイギリスの状況を見れば、おそらくなるほど政府の言つたことにもり／＼あるとお考へになる人もたくさんあるとお考へております。實際私は貿易はできにくいだらうと思ひます。また多少はできても、それに見合う経費の方が非常にかさんで、利益がない、むしろ欠損にみなつておるという状況で、とてもかなわないで引揚げたのだと思つております。こういう次第でありますから、まず／＼私は今までとつた政府の立場を変更する理由を認めないのであります。同時に、英國側がひつ込んだ、それ／＼へ乗じて出て行けといふようなことは、むろんわれわれとしてはいたすべきものではないのであります。かりにそういうことをやつてみたところで、英國でさえ引揚げた、中共を承認しておつて、大使こそまだ送らずにおりますけれども、代理大使も送つており、領事もある、そうしてかなり大きな商社がたくさん残つておる、そうして香港も持つておつて、中共との貿易を一生懸命やろうとしておるイギリスでさえ、商社を引揚げざるを得ないといふような状況であります。日本が考へてゐるような中共貿易が日本との間に行われるとは、とうてい私は想像できないのであります。

○並木委員 議論になりますから御意

見として承つておきますが、それは岡崎外務大臣の考えであつて、実際にはやはり日本の商社が希望すればやらしてみてもいいのじやないかと思ふ。ですからバトル法は、日本はこれに拘束されなと思ひます、さるべきでありませぬけれども、今までバトル法も、日本自体が中共方面への輸出を制限しておつたのですから、そういう制限などによつて今まで開かれなかつたということも冷静に考えなければいけないと思ひます。その制限を緩和してやれば、あるいは案外中共貿易もやれるのじやないか、やつてみて實際失敗して、體驗をさせてからひつ返した方が民主的じやないですか。大臣の考えだけと、外国の例を見て、それ見たことかというの、それは考え方でしようけれども、英國が中國の中に得ていた特權というが、優遇というのは相當大きかつた、ところがそれがだん／＼中國が平等を回復して、むしろ今まで甘いしるを吸つていた英國の商社というものが、マージンが得られなくなつた、そういう意味での困難の方が大きな原因じやないかと思ふのです。そういうことを考えますと、ともかくにも制限を緩和して、そうして中共貿易をとかくやらしてみたらいかですか。

○岡崎外務大臣 そういふ点につきましては、私はたび／＼言つておりますから簡単に申しますが、日本はもつと大きな特權を過去において中國、滿州地区に持つておりまして、それで非常に今でもそういうことが出来るような考えを持つておるのが私は間違ひで、今となつては非常な過去の夢は夢にすぎないのだということを申しておつたのであります。そこでそれは別問題

といたしまして、ただいまわれ／＼の一番努力してやらなければならぬことは、先ほど植原委員もおつしやつたように、自由國家群と緊密な連絡を持つて、相ともに携へ、世界平和の維持に當るといふことであらうと思ひます。いやしくもこの陣營の足並をくずすような措置をとるべきでないことは、私が申すまでもないと思ひます。そこで朝鮮におきます事件に基いてではあります、が、いろいろの國連の制限措置もあり、また各國も自發的に制限している向きもあり、また北大西洋同盟諸國はコームといひますか、ああいうものをつくつて、いろいろ制限措置を講じておる。それに対してわれ／＼が多少の利益ありとしても、この自由國家群の足並を乱すといふような大きな問題をあいまいにすべきではないと考えます。従つてこつちの方が前提であつて、この範圍内における無害な貿易なら別問題であります、それ以上のことをするつもりは政府としてはないのであります。

○並木委員 岡崎外務大臣の方針に従つて自由主義陣營の國々と足並をそろえんと申しますならば、われ／＼はやはりよほど通商貿易において、それらの國々との間の活発を期待しなければいけないと思ひます。そこで今度駐米大使に新木さんが行くことになりましたけれども、政府として外資の導入の一環である政治借款、これをどういふふう具体的に向うへ持つて行かせるつもりなのか、それをまずお聞きしたいと思ひます。

○岡崎外務大臣 新木大使は決して金を借りに行く大使ではないのであります、ほかの方面、つまり人間として非常にすぐれた素養のあるりつばな人格者でありますから大使としたので、たま／＼それが経済人であつたといふにすぎないのであります。そこでたゞいまのお話の政治借款と申します、政治借款といふ定義はいろいろあつて、私もよくわかりませんが、私はそういう借款などというものは起すべきものでないと考えております。これはちやんとコマーシャル・ベースに乗つた借款ならば、これは利子も払う、元金も償還するといふので、堂々たる取引でありますから、いくら借款してもこれはさしつかえない。そうでない何か政府の資金が足りないとかなんとかいうことで、金を借りて来るというやうな方法は、これは極力避けるべきものであり、またアメリカとしてもそういう借款供与というやうなことは、決して考えておらぬのじやないかと思つております。われ／＼の考えておりますのは、先方も貸して利益である、こちらでも借りて利益であるといふやうな、いわゆるコマーシャル・ベースに立つた借款を考えております。

○並木委員 そういふ話を進めて行く上においても、また國際通貨基金、あるいは國際復興開發銀行からの借款についても、われ／＼日本として今後ドッジ・プランとかシャウプ勸告、こゝういふものの制肘を受けるかどうかという問題であります。もちろん形式上はもうドッジ・プランとかシャウプ勸告は、全然われ／＼は干渉を受けないと思ひますけれども、政府としても今後こゝういふ通貨基金とか銀行との關係を維持して行く上において、ドッジ・プラン、シャウプ勸告に対していかなる方針をもつて臨むつもりであるか、それを聞いておきます。

○岡崎外務大臣 別にドッジ・プランとかシャウプ勸告をどうといふことは私も考えておりません。ただ今まで行われまして種々の統制あるいは財政方針、これはインフレ阻止の上からいつても、非常に役立つことが多分にありますから、稱制にしましても財政方針にしましても、政府としてむやみにこれを変更するといふ氣持はありませぬ。また原則としてはインフレーションにならないやうなあらゆる措置を講ずる、これは當然であります。従つて自然にドッジ・ラインとかシャウプ勸告とかいふ線に沿つたものになるかもしれませんが、それは結果論でありまして、方針は今申した通りであります。

○仲内委員長 お諮りいたします。理事戸叶里子君が去る五月七日一度理事を辭任せられましたので、理事が一名欠員となつております。それゆゑこの際理事の補欠選挙を行いたいと思ひますが、これは先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○仲内委員長 御異議がなければさうに決定いたしました、戸叶里子君を理事に指名いたします。

次会は明後二十三日午前十時より開會いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後一時三十二分散會

昭和二十七年六月二日印刷

昭和二十七年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所